

政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成 23 年 4 月 30 日（土）16：30～21：00

場所：東京電力株式会社本店 3 階記者会見室

対応：細野内閣総理大臣補佐官、西山審議官（原子力安全・保安院）、
坪井審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、
松本本部長代理（東京電力株式会社）

*文中敬称略

○司会

ただ今から福島原子力発電所事故対策統合本部合同記者会見を開催いたします。まず始めに細野豪志統合本部事務局長より挨拶と共に冒頭発言をさせていただきます。

＜冒頭あいさつ＞

○細野補佐官

それでは今日はまず私の方からまずですね、余震対策、津波対策についてご説明を申し上げます。複数の専門家や機関から指摘されておりますとおり、今回の震源域よりも沖側、東側でマグニチュード 8 程度の余震が発生する可能性が指摘されております。また、それに伴い前回ほどの規模ではないということが言われておりますが、相当の規模の津波の発生も言われているところでございます。そこで現在、取り組んでおりますのは、まずは津波が来襲しても発電所内に浸水しないような対策、これを講じているところでございます。1 号機から 4 号機のあるエリアの南側に今日ポンチ絵も配らせていただいておりますけれども、仮設防潮堤を設置することを決定いたしました。6 月中旬をめどに完成させる予定となっております。次に同じく津波対策といたしまして、トレンチと呼ばれる立坑にたまっている汚染水が浸水によりあふれ出ることを防止したいと考えています。コンクリートを注入してトレンチそのものを閉塞することを決定いたしました。こちらは 5 月の下旬の完成を現在目指しております。更に津波が発電所に侵入した場合、そうした場合にやはり備える必要もでございます。電源を多重化したほか、例えば仮設のディーゼル発電機、原子炉に注水するバックアップ用の消防車などを津波の届かない高台に設置すること。さらには燃料プールに注水するコンクリートポンプ車、キリンなどの名前で私どもが運用しているものでございますけれども、このコンクリートポンプ車の予備機を配備するなどの対策を現在講じております。また、余震そのものに対する対

策といたしまして、4号機の原子炉建屋の壁面が大きく損傷していることに対応するものとして耐震補強を行います。具体的には燃料プールの底に支持構造物、鉛でできた支柱でございますけれども、これを設置いたします。余震はいつ起こってもおかしくないということでございますので、5月上旬から準備工事を開始し、この支持構造物については、できるだけ早く6月の中旬までに完成させたいと思っております。また、その耐震機能を確実なものとするために、コンクリート壁も設置することを今、考えております。失礼しました、鋼でできた支柱です。鉛ではございませんでした、大変失礼しました。工事全体は7月末に完成を予定しております。このプロジェクトは馬淵補佐官を中心にやっていただいております、急ピッチで準備を進めているということを併せて御報告させていただきたいと思っております。今、余震対策、さらには津波対策について御説明を申し上げましたが、私どもが予定しております道筋を妨げる最大の脅威は、こうした余震対策、地震対策であると考えております。私どもは果断に道筋を実行するために、様々な取組をしておりますけれども、そうした取組の1つ1つが余震、津波に耐え得るのかどうか、そういったことを検証しながら前に進めていきたいと思っております。以上、津波対策、余震対策について御報告申し上げます。

続きまして、昨日辞表を提出されました小佐古参与について、恐らく皆さんの方から御質問があると思っておりますので、私の方から冒頭で説明をさせていただきたいと思っております。小佐古参与の辞表は本日正式に受理されたと承知しております。私はこの問題に関わるようになりまして、早い時期から小佐古参与からは様々なアドバイスをいただいてまいりました。専門家でございますので、様々な面で有益な御助言をこれまでいただいてきたと、そのように感じております。したがって、今回の参与の辞任というのは、そういった意味では非常に残念だと、そんな思いがございます。なお、小学校を始めとした学校の20mSvの基準でございますが、これにつきましては専門家としての小佐古参与の意見と原子力安全委員会の専門家の意見が異なったということでございまして、私ども政府としては安全委員会という、そうした法律に基づいた機関の最終的にはこのアドバイスを受けて、この基準を採用した。そのプロセスにおいては、やはりそれが最も正しい方法だったんだらうと、そのように感じております。

ただ、そうは言いましても、できるだけ放射線量の低いところで子どもたちが学ぶということは、当然誰もが望むことでございますし、また、郡山市を始めとした福島県内にもそういう動きが出てきていることは、私も前向きに受け止めていく必要があるだろうと思っております。したがって、小佐古参与の思いもしっかり受け止めまして、少しでも放射線量の低いところで子どもたちが生活できるような努力というのは、継続してやっていく必要があるのでは

ないか、そのように考えております。小佐古参与につきましては、私が申し上げられるのはここまででございますので、再質問がもしかしたらおありかもしれませんが、そこは是非御理解を賜りたいと思っております。私からは以上でございます。

○司会

続きまして、本日の説明に入らせていただきます。本日は 3 つのテーマがございます。先ほど事務局長より説明がありました津波対策、余震対策でございます。2 つ目が環境モニタリングの状況につきまして。3 点目に、各プラントの状況についてでございます。質疑はその後でまとめてさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。では、まず津波対策、余震対策につきまして東京電力から説明をさせていただきます。

<津波対策、余震対策について>

○東京電力

東京電力の松本でございます。お手元の資料の中で、余震に伴う津波への対応策という一枚ものを御覧ください。こちらは先ほど細野事務局長からお話がありましたとおり、今後私どもが事態収束への道筋を遂行するに当たりまして、最大のリスクと考えておりますのが余震と、それに伴う津波でございます。まず津波に対するリスクを低減させるために、福島第一原子力発電所の南東側のエリアに防潮堤を建設することといたしました。1 枚目の下側に航空写真がございますけれども、白い点線で囲った部分に仮設の防潮堤ということで考えております。高さといましては、標高 12m のところに防潮堤を作ることでございます。現在、想定している津波はマグニチュード 8 程度の地震に伴いまして、南側の方から押し寄せてくるのではないかと想定しておりますので、こちらの部分に防潮堤を作ることでございます。もう 1 点は現在、高濃度の汚染水をタービン建屋、それから立坑のところに保管しておりますけれども、今回こういった津波が押し寄せることによりまして、高濃度の汚染水が環境へ漏えいすることがないように、環境との接点でございます立坑につきましては、コンクリートで埋めるということを考えております。お手元の資料の A4 横紙で 1F1～4 号機、海水配管トレンチ及び立坑配置図、閉塞計画という実績というカラー写真があると思いますけれども、こちらの資料の中で青い枠で囲ってあるところに立坑がございます。こちらにつきまして、黄色いところについては既に 1 箇所閉塞済み。4 号機側で閉塞済みのものが 1 個ございますけれども、そのほかピンク色で書かせていただいている 4m の高さにある立坑につきましては、コンクリートで閉塞をさせる予定でございます。防潮堤の構造でござ

いますけれども、これまでコンクリート製の防潮堤あるいは土のうといったことで御説明させていただいておりますが、今回仮設で設置する防潮堤はかごに石を充てんしたようなものを積み重ねていくタイプでございます。お手元のA4横の資料で仮設防潮堤の構造というものが配られていると思いますけれども、こういった金網で作ったかご状のものに石を詰めまして、これを積み重ねていくという方式になります。その積み重ねたかごとかごとの間に、遮水シートというものを設けまして、水が入ってきたときに防水を施すという防潮堤の構造でございます。もう1点が4号機の原子炉建屋使用済燃料プール底部の支持構造物の設置工事でございます。前の方に事態収束への道筋のパネルを紹介させていただきましても、こちらは4月17日に公表させていただいた道筋のロードマップでございます。その中の冷却の中の燃料プールがございまして4号機の支持構造物の設置という、この部分に対する今回の取組ということになります。こちらにつきましては、支持構造物の設置工事という資料を御覧いただければと思いますけれども、下の方に図面がございまして、まず使用済燃料プールの底の部分に鋼製の支柱を建てます。これによりまして上からの加重を支えるということと、もう1つは、コンクリート壁を設置いたしまして、その中を埋めるということと、その使用済燃料プールの底部とコンクリートの間については、きちんとグラウトを充てんすることによって、きちんと支えられるようにするというところでございます。スケジュールに関しましては、およそ5月上旬より準備工事を開始いたしまして、7月下旬までに完了させるということでございます。私からは以上でございます。

○司会

続きまして、環境モニタリングについてです。まずは、東京電力からサイト内におけます環境モニタリング結果について説明します。

<環境モニタリングについて>

○東京電力

それでは、環境関係のモニタリング結果につきまして御紹介させていただきます。まず1つ目は、福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果（第36報）ということで御覧ください。こちらは、これまでどおり福島第一の西門、福島第二のモニタリングポスト1番というところで、ヨウ素、セシウムといった主要3核種に対しまして測定を実施しているというものでございます。現時点では空気中の濃度限度をいずれも下回っているという状況でございますので、引き続き経過観察をして進めていきたいと思っております。海水の方の状況でございますが、こちらは2種類資料がございまして、

まず 1 つ目は、福島第一原子力発電所付近の海水からの放射性物質の検出について（第 38 報）でございます。こちらにつきましては、発電所の沿岸部と沖合 3km、8km、15km の地点で測定をいたしておるものでございます。2 枚目と 2 枚目の裏側に沿岸部と沖合のところの検出結果を書かせていただいておりますけれども、福島第一の北側のところで最大で 2 倍程度といった形でございまして、拡散が進んでおりまして、徐々に濃度が減少しているという状況でございます。3 番目の資料といたしましては、1 枚ものでございますが、茨城県沖における海水中の放射性物質の核種分析の結果ということで、昨日、茨城県の沿岸、約 3km の沖合、5 箇所ですampling調査を開始いたしましたので、その結果を御報告いたします。裏面の方に、海水の核種分析結果、茨城県沖合と書かせていただいておりますけれども、昨日測りました 5 箇所の検出点につきましては、いずれも ND、検出限界未満ということでございました。以上でございます。

○司会

次に、文部科学省から環境モニタリング結果について説明します。

○文部科学省

文部科学省の坪井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。まず、文部科学省が結果を公表している各種のモニタリングの目的についてということで、前回各種のモニタリングがどういう目的で行っているかを示して欲しいという御要望がありましたので、このように形に少しまとめてみました。場所的には全国のものとは福島県のもの、そして、航空機によるものと、海域のものがございます。全国のレベルでは、モニタリングポストにより空間線量率を測定して、これは環境放射能の水準を把握に資するということではないかと思えます。また、県に御協力いただいた、各県 1 箇所ということでありますので、全国の大学の方にも協力をいただいて、全国レベルの観測点を増やしたというもので、大学の方からも積算線量計のデータをいただきながら、日々の空間線量についても水準把握できるように公表させていただいております。あとは定時降水物、これは、ほこりやちりの中の放射性濃度を測定するもの。そして、上水、蛇口水についても全国レベルで測らせていただいているものでございます。福島県につきましては、発電所の 20km 以遠と 20km 圏内についての空間放射線量率の測定、積算線量の測定、やはりダストsamplingや環境指標土壌モニタリングの測定、福島県に御協力いただいている緊急時の放射線モニタリングということでございますが、これらについてはデータを取ることと、そのデータが今、防災上の区域設定などにも役立てられる、その検討データに資すると考えております。航空機、これはヘリコプターとか航空機によるものは、

上空から広域的に空間放射線量率が把握できるというメリットがあるかと思っています。また、海洋につきましては、海水中又は海上の放射線の濃度などが分かる。海上の上空の空気線量率も分かるということで、海域の汚染状況等の把握に資するのではないかと、このように整理できるのではないかと考えております。次は、この放射線モニタリングのデータの結果を文部科学省でどのように公表しているかということで、参考までに資料を用意いたしました。文部科学省の、今、ホームページのトップページで全国の放射線モニタリングデータがこのように地図の形で各県をクリックしていただくと、各県の最新データあるいは経過、どのような変化かをグラフでも見られるようにしてございます。そのほか、下の方にある各種のモニタリングデータ、あと福島県のもの、上水、水とか定時降水物など。また、この健康相談のホットラインといったものも、このホームページ上からアクセスできるようにいたします。その上で東日本大震災関連情報ということで、それぞれのいろいろなデータについてアクセスできるようにしております。1番トップのところでは学校関係のデータ、特に今回の暫定的な考え方とか保護者の皆さまへのメッセージなども載せているところでございます。下以降については、モニタリングの計画についてのものですかデータについてということで、このような形でいろんなものにアクセスできる形にホームページ上でしているとうものでございます。環境モニタリングの結果についてということでございます。前回までは時系列的にいろいろなデータを発表した順に並べておったんですが、それを整理いたしまして、先ほどの分類に従った全国的な調査のものと福島県、発電所関係の調査と分けて、このように並べさせていただいております。全国的な水準調査については、余り大きな変化の影響は特に出ていないと考えております。また、福島県の20km以遠の空間線量率の測定ということでは、この中では少し従来よりも計画的避難区域と指定された地域、あるいはその周辺地域について観測点を増やした形で少し計測を始めております。その関係の地図なども付けて、この中にお示しをしているところでございます。積算線量とダストサンプリング等については、余り大きな特筆すべき変化があるということではないかと考えております。次のページの福島県にやっていたらいるモニタリング実施結果も同様かと考えております。海域の調査でございます。今回、90ページの方に、こちらは文部科学省や海洋機構で測定しているデータについてのものを付けております。10という方は今回初めて採れたというものでございまして、こちらは細野事務局長の下、海洋のモニタリング強化ということに関係省庁で取り組んでおるわけですが、97ページを御覧いただきますと、これは海上保安庁の測量船が採取した海水というものについて東京電力の方で分析をいただいたという、これは今回初めてこういったものが採れたということでデータをお示ししてい

るものでございます。以上につきましては、原子力安全委員会の方で個別のデータの評価をいただいているということになるものでございます。続きまして、次の資料で海域における放射濃度のシミュレーションについてという資料をお配りしております。文部科学省におきましては、3月23日から海域でのモニタリングを始めておりますとともに、いわゆる予測についてということで独立行政法人の海洋研究開発機構が開発いたしました数値海況予測システムというものをうまいまして、放射濃度分布のシミュレーションを始めております。最初は4月12日、第2回は4月16日に発表いたしておりますが、今回は第3報ということで昨日発表させていただいたものでございます。このシミュレーションは、今回は4月23日の海流予測を基に文部科学省と東京電力が発表してきた4月22日までの海水中の放射能濃度の実測値を反映いたしまして、海洋研究開発機構のスーパーコンピュータシステムで計算したものでございます。結果については図2などに示されておりますようなことで、福島県沖を含む南東北海域の海流場は日本海流の黒潮や千島海流、親潮の狭間にあつて、割と複雑でゆっくりとした流れである。4月下旬は北寄りの流れと予想されておりました、放射性物質を含む海水もその流れに乗って移動するということで、図3-1～3-4のような結果が得られているというものでございます。これは4月22日までの放出分までということで仮定したものでございまして、ここまでのものについては全海域で検出限界以下となることが、ヨウ素については5月上旬、セシウムについては6月上旬頃という予測ができるという結果が得られているものでございます。ただ、このシミュレーションにつきましては、様々な仮定の下で計算した結果でありますので、必ずしも実測値を保証するものではないという点、したがって、他の計算コードによるシミュレーションも行なつて総合評価を行いながら、より現実に近いシミュレーションの実現に向けて絶えず見直しをしていく必要があると考えておるものでございます。以上が海洋のシミュレーションの関係でございます。続きまして、資料をお配りしてありますもので、福島県の学校等の空間線量率の測定結果についてというものをお配りしております。これにつきましては、この会見の中でも御議論されてきておりますもので、参考に付けております福島県内の学校等の校舎、校庭等の利用判断における暫定的な考え方についてというものが4月19日に決定させていただいております。これにつきましては、原子力災害対策本部の方から原子力安全委員会の方に助言を要請いたしまして、助言をいただいた上で原子力災害対策本部の方から文部科学省と厚生労働省の方に通知があり、文部科学省の方からは福島県の教育委員会等に通達を出しているということで、今、実施されているものでございます。この中で、いわゆるモニタリングをやっていくということを書かせていただいております。おおむね1週間ごとに再度の調査を行うということ。ペー

ジでいいますと 10 ページの中ほどに書かせているものでございますが、このときの考え方に従って、その後も調査をやっているものでございます。今回はその調査を 29 日と 30 日に実施した分につきまして、お手元の資料 1 と 2 でございます。資料 1 の 2 ページ、3 ページが 4 月 29 日に行ったものでございます。ここでの基準というのは、 $3.8\mu\text{Sv/h}$ というところがこの措置を取るかどうかの基準とさせていただいているものですが、28 日の測定では 22 番と 29 番の 2 つの学校のみが現在では越えている 2 校でございます。実は今回の測定の結果、 $3.8\mu\text{Sv/h}$ を今回始めて下回った学校につきましては、翌 29 日に再度測定をした結果が 5 ページでございます。ここに 7 つの学校、幼稚園、保育園等がございまして、2 度目の再測定でもいずれも $3.8\mu\text{Sv/h}$ を下回ったということで、これは最初に決めました考え方のルールの下で、2 度下がれば制限を解除し得ることになるということでございます。全体 55 の学校について今回測ったわけでございますが、おおむね空間線量率の数字が下がっているということでございます。以上が学校関係の測定結果についてでございます。続きまして、前回御質問いただいたことについてのフォローをさせていただきたいと思います。前回文部科学省の方で防災ロボットの開発ということについてのお問い合わせがございました。文部科学省の方では平成 10 年度から原子力安全技術センターに委託をしまして、モニタリングロボットの開発を委託しておりましたが、その結果としては、映像取得を重視するロボットと計測を重視するロボットの 2 台を開発しております。その中で今回の事故発生後におきましては、東京電力の方から原子力安全技術センターに対して、このモニタリングロボットの貸与の要請がございまして、1 台を提供したということでございます。ただ、この開発されたロボットにつきましては、実はかなり今回発電所周辺に瓦れきが散乱しているために、このロボットがなかなか走行できる状況にはないということなどの理由もありまして、現時点ではまだ現場投入を見合わせている状況にあるということでございます。このロボットは主に観測の方の性能を持っているもので、空間線量率の測定や表面温度の撮影、3D の画像撮影と録画、計測結果のマップ化、そのような機能を持っているものでございますが、今のところ、先ほど申し上げたような状況で具体的な予定がまだ東電の方でお決めいただく状況にないようでございます。あと、前回御質問がありました中で、疫学調査についての報告書の件がございました。これは正確な名前では原子力発電施設等放射線業務従事者等に係る疫学調査で、第 4 期調査結果というものかと思います。これは平成 17 年度から 21 年度というものでございます。これにつきましては、昨年の 9 月 16 日の第 59 回原子力安全委員会の方に概要を御報告しております。そのときに御報告した 10 ページの概要の資料につきましては、原子力安全委員会の方のホームページに載っておりますので、前回この概要版をホームページ

に載せることの要請とありましたけれども、安全委員会に御報告したもののについては既にホームページ上でもアクセスできる状態にあるということでございます。また、報告書そのものにきましては、国立国会図書館の方にお送りしていますので、そちらで御覧いただけることができるというものでございます。あと、ICRPの2007年勧告と放射線審議会の関係について御質問がございました。確かに2007年勧告の国内取り入れについては、まだ検討中でございますが、今年の1月に第2次中間報告ということで、基本部会の中間報告書というのできております。その中で今回の関係では、いわゆる緊急時被ばく状況ということについて提言が、1つの文書がまとまっております。ただ、したがって確かにまだ完全に国内制度への取り入れの検討結果が終わっているわけではないんですが、今回の事故発生に伴いまして緊急時の措置が講じなければいけないということで講じているものでございますので、取り入れの放射線審議会での検討が全て終わるのを待たなければ措置が講じられないというものではないのかなと思っております。簡単でございますが、以上でございます。

○司会

続きまして、原子力安全委員会から環境モニタリングの評価について説明があります。

○原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。お手元の資料に基づきまして御説明させていただきます。4月28日、29日に文部科学省から公表されました環境モニタリングに関する情報に基づく評価でございます。

まず、福島県発電所周辺始め福島県におきます空間放射線量でありますけれども、大きな変化はございません。なお、今回から補足資料の4ページを御覧いただきますと、4ページの下から地図が5枚ございます。これは先般発表いたしました環境モニタリング強化計画に基づきまして、福島県内での測定点を増やしたものでございます。ここで得られた値も載っておりますけれども、これまでの全体的な傾向にはまっているという見方でございます。いずれにしても、引き続き天候、風向きなども考慮して、線量率の推移を注意深く見守ることとしてございます。

2点目に空気中の放射性物質濃度等であります。26、27両日に採取されましたダストサンプルについての結果が参考資料の10ページに載っておりますが、そういったダストサンプルからはヨウ素では1.55 Bq/m³などの値が得られておりますけれども、これらは濃度限度を下回ったものでございます。こういった

ものにつきましても、天候、風向きなども考慮して注意深くフォローしてまいります。航空機モニタリングについては新たな状況の提供はございませんでした。

4 点目の環境試料についてでございますが、特に海洋モニタリングについてお話をさせていただきたいと思います。資料では 2 ページ目に入ります。こちらの参考資料では 23 ページでございます。23 ページ、第一原子力発電所の 30km 沖での計測結果ですけれども、この 23 ページの表を見ていただきますと、27 日に採取したもので、中層で 9 番というポイントで出てございます。一昨日御説明した中でもやはり中層でこういった値が出ていたという状況でございます。更に参考資料の 30 ページ、31 ページでございます。先ほど文部科学省の方からも新たに細野事務局長のイニシアティブで茨城県沖のモニタリングが始まったということでございます。これにつきましても 30 ページにございますようなポイントで検出がされております。先ほどの発電所沖と茨城県、採取の日はずれておりますけれども、動きとしてはやはり発電所から出たものが南に向かって動いているということを示すのではないかとということでございます。そのほか、海産物の測定結果については厚労省が発表する様々な要請に係る情報を引き続き注視していただきたいと思います。また、環境モニタリング、文科省の取りまとめの下で関係機関へ行っておりまして、今後とも注意深くフォローしてまいりたいと思います。

5 番目は、全国の放射能水準調査でございます。32 ページが全国の空間線量でございますけれども、福島県、宮城県、茨城県、千葉県を除いては過去の平常値の範囲内に入っています。また、この 4 県でも健康に影響を及ぼすようなレベルではございません。上水も出ているところがございますけれども、飲食物の摂取制限指標を下回っておりまして、今後とも監視を継続してまいります。簡単ですが、以上でございます。

○司会

それでは、3 つ目のテーマになります。各プラントの状況につきまして、まず東京電力より説明があります。

<プラント状況について>

○東京電力

東京電力でございます。お手元の資料で福島第一原子力発電所の状況という A4 縦の 1 枚ものを御覧ください。まずタービン建屋の地下のたまり水の処理でございますけれども、2 号機からの立坑から集中廃棄物処理施設への移送でございますが、昨日 6 時 16 分から移送設備の点検等によりまして移送を中断してお

りましたけれども、本日 14 時 05 分から移送を再開しております。続きまして、放射性物質のモニタリングの状況につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますので、省略させていただきます。裏面にいきまして、使用済燃料プールの注水と放水でございますけれども、本日は放水の予定なしということでございます。それから、原子炉圧力容器への注入の状況でございますけれども、1 号機、2 号機、3 号機とも淡水の注入を継続中でございます。1 号機につきましては、昨日 $10\text{m}^3/\text{h}$ から $6\text{m}^3/\text{h}$ に低下させた後、継続しているという状況でございます。同じく 1 号機の窒素封入の状況でございますけれども、本日 11 時の段階でドライウェルの圧力といたしましては、 131.4kPa 。窒素の総封入量といたしましては、 $15,200\text{m}^3$ という状況でございます。そのほか飛散防止剤の散布、瓦れきの撤去、それから、電源の強化工事につきましては昨日に引き続き本日も実施中という状況でございます。続きまして、発電所の中の放射性物質の分析の状況でございます。お手元の資料の中でタイトルを申し上げますと、福島第一原子力発電所 2 号機取水口付近からの放射性物質を含む液体の海への流失について、続報 26 という資料を御覧ください。こちらは高濃度の汚染水を海に放出した以降の状況につきまして、監視を続けているものでございます。2 ページをめくっていただきまして、裏面に各測定点での分析結果を載せさせていただいておりますけれども、最高点はヨウ素 131 でシルトフェンスの内側 1.0×10^2 。濃度限度に対する割合が 2,500 倍といったところが最高値でございます。そのほか各測定点におきます経時変化につきましては、3 ページ以降のグラフを御覧いただきたいと思います。ほとんど横ばい若しくは低下傾向ということで、高濃度の汚染水が継続して流失している状況ではないと考えております。もう 1 つの資料は、福島第一原子力発電所タービン建屋付近のサブドレンからの放射性物質の検出についてという資料でございます。こちらは高濃度の放射性物質を含むたまり水がタービン建屋内にあるということで、毎週月、水、金曜日にサンプリングをいたしまして、その翌日に結果を公表させていただいております。裏面の 2 枚目に、サブドレン等の核種分析結果を載せさせていただいておりますけれども、左から 3 列目、2 号機のサブドレンでヨウ素 131 が $3.1 \times 10^2\text{Bq}/\text{m}^3$ という状況で検出されております。経時変化の状況につきましては、3 ページ目以降を御覧いただければと考えておりますが、内蔵している放射性物質の濃度に比べてサブドレンの方の割合は小さいものですから、漏えいはないと判断をいたしております。そのほか、プラントパラメータの関係のデータ集を 1 枚。それから、モニタリング結果のデータ集を 1 枚付けさせていただいております。東京電力からは以上でございます。

○司会

続きまして、原子力安全・保安院よりコメントをさせていただきます。

○原子力安全・保安院

原子力安全・保安院の西山と申します。よろしくお願いいたします。私の方からは、お配りしております経済産業省と書いてある清水社長あての海江田大臣の報告徴収の内容について御説明を申し上げます。これは福島第一原子力発電所の1号機においてこれからの燃料域の上部までの原子炉格納容器の中を水で満たしていく措置を採るに当たりまして、これまで東京電力との間で、その安全性につきましていろいろ検討してまいりましたので、その結果をまとめて文書として提出していただくというものであります。裏面の方に、具体的な報告を求める内容が書いてございます。第1番目は、原子炉格納容器の中を水で満たしていった場合に、格納容器の構造強度、その格納容器としての構造的な強さがしっかり保たれるかどうかということであります。1番目のポイントは、実際に水で満たしたときに、その水が入ることによっての影響はどうかということ。2番目は、その水が入った状態で強い余震が来たときにどうなるかということでございます。(2)は、水位が上昇してきた場合に、圧力が高まることによって、それが格納容器にどういう影響を与えるかということでございます。3番目は、タービン建屋に水が漏れいしているかどうかということについての観察をどう見るかということであります。4番目は、そのほか何か作業の手順などにおいて安全の確保のための必要な事項について報告を求めるものでございます。こういったことについて、最終的に水で満たしていく作業に入る前に報告をいただきたいということでございます。以上であります。

○司会

以上で説明を終わりにさせていただきたいと思います。これから質疑に入ります。なお、細野事務局長でございますけれども、この後、衆議院の副議長に対しまして、原子力の状況につき説明に行かなければならないという事情がございますので、18時20分頃退席をさせていただきます。したがって、最初に、細野事務局長に対します質問を受けさせていただきたいと思います。続きまして、今日の説明事項に対しまして質問を受け、最後にその他の事項につきまして質問を受けるという段取りで進めさせていただきたいと思います。担当がマイクを持ってまいりますので、所属とお名前を名乗っていただいて、質問をしていただければと思います。また、質問はできるだけ簡潔にお願いいたします。それでは、まず細野事務局長に対します質問がございましたら、挙手を願います。それでは、お1人目はそちらの女性の方、2人目はそちらの男性の方。

<質疑応答>

○フリーランス 江川

Q：フリーランスの江川です。毎回毎回この問題で非常に恐縮ですが、昨日、小佐古さんの辞任のこともありましたので、改めて福島の子どもたちに対しても 20mSv という問題について伺わせていただきます。なぜ 20mSv/年なのかということについて、それを認めたのかということについて、原子力安全委員会の助言という言葉を使わないで説明していただけますか。

A：（細野補佐官）江川さんがおっしゃったように、本当に安全なのかということについていろんな声があるのは十分承知をしておりますし、小佐古参与もそういう思いがあたりだったということも、私も直接何度も聞いておりますので、そういうことについては理解をしております。ただ、そういった声があるのを十分承知しながらも、こうした安全基準についての評価というのは、我が国政府の場合は、安全委員会の判断をまずはしっかりと聞くということが前提になっております。専門家の間で見解が異なった部分があるというふうには承知しておりますが、私個人の判断がどうかということは、政府の一員として、これは申し上げるべき立場ではないと思いますので、お答えになっていなくて申し訳ないのですが、安全委員会の助言に基づいてこういう判断になったということに、この正式な判断ということ言えば尽きるだろうと思います。ただ、繰り返しになりますが、郡山市を始め、自治体の皆さんがいろいろ取組をされているということでございますし、実際に郡山市の方ではグラウンドの表面を取ったことによって線量は下がっていますから、そういったことの効果も示されているわけでございますので、それも含めてやれるべきことが何なのかということについては検討が必要ではないかと思っておりますし、そういう取組が進んでいると思っております。

Q：何かというと、原子力安全委員会の助言ということで、それを使わないで説明してくださいと言ったのに、またその言葉が繰り返されるわけですが、原子力安全委員会の方にそれを聞くと、今度は ICRP がという話になるんです。では、国際放射線防護委員会が何て言っているのかというと、1 を 20 に上げろと言っているのではなくて、1～20 の間でできるだけ低いところを決めてやりなさいと。それは正にどこに決めるのかというのは政府の判断なんです。そういうことがちゃんとその文章に書いてあります。そして、1～20 という間で中間的なレベルを作ってもいいとも書いてあるわけです。にもかかわらず、そういう中間レベルを採用したり、検討したりすることなく、

20 という数字にこだわったというか、20 ありきということになった理由をこの原子力安全委員会の助言という以外に、御自身の言葉として説明できませんか。

A：（細野補佐官）この決定は、原子力災害本部で決まったものでございまして、大変申し訳ないんですが、私は原子力災害本部のメンバーではないんです。ですから、決定そのものには直接関わっていないものですから、大変恐縮なんです。これ以上の説明をできる、これは本当に本音建て前全て率直に申し上げて、権限と立場にないということを是非御理解いただきたいと思います。

Q：それに関する感想はさておき、郡山の話が出ましたけれども、郡山の取組を支援あるいは拡大していくという具体的な予定はないのでしょうか。郡山の方では、確かに劇的な効果が出ているにもかかわらず、その取った土をどうしたらいいかということで、非常にいろんな心配もまた出ているということもありますが、これについての取組を教えてください。

A：（文科省）今、既に取りられてしまった土がグラウンドの端に置かれて、ブルーシートがかけられているという状況は存じております。先日、西山審議官からも御説明がありましたが、いわゆる放射性物質が付着したものの法令的な取扱いがまだ定まっていないのも事実でございます。そういう形で、どういったことでこの処理なり、どういうところに持って行くのが可能なのかどうか、その辺は国で一律に決められるのか、また地元の方でお考えいただくことでどのようなことができるか。ただ、いずれにしても、土のことも含めて、線量率が下がる取組ということはやっていく必要があるだろうと思っております。

Q：具体的な支援は、まだ全然決まっていないんですか。

A：（文科省）まだ具体的にどういったことで何ができるかは、今、申し上げられるものはございません。

Q：分かりました。ほかにもこの問題はあるんですが、細野さんではないので、また別の方に後で改めて聞きます。

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。よろしくお願いします。まず冒頭、前回お願い

しました環境モニタリングの目的に関します資料を迅速にお示しいただきまして、誠にありがとうございます。小佐古さんの件につきまして、質問させていただきます。昨日会見をされたということなのですが、この中に重要なメッセージがあるんだと思います。そこで小佐古さんの発言に関しまして御質問なんですけれども、氏が SPEEDI が法令に定められている手順どおりに運用されていないということを御発言されたようです。その中で気になりますのが、甲状腺被ばく線量、とりわけ小児については、数値を 20km、30km のみならず、関東、東北全域で隠さず迅速に公開すべきだという発言をされております。これは全国のお子さんや御両親などもかなり気にされているのは言うまでもないことでして、少なくとも東日本、関東、東北全域で迅速に公開すべきだと、こういった意見に対してはどうお考えになりますでしょうか。

A：（細野補佐官）今週の月曜日の会見で、SPEEDI については、過去のものも含めて全てデータを公開すべきだろうと考えましたので、出させていただきます。SPEEDI が法的にどうなのかということは、今、手元で持ち合わせてはいないんですが、少なくとも今、政府が持っている SPEEDI に関するデータは、これで全て公開をした形になります。どれほどのデータに意味があるかということは全て置いて、あるものは全て公開したということなんです。それで今、おっしゃった関東とか、はるかに広がった分もということに関しては、率直に言って、今、WSPEEDI のことをおっしゃいましたか、そうではなくて。

Q：小佐古さんの発言そのままなんですけれども、繰り返しますと、甲状腺被ばく線量、とりわけ小児については、数値を 20km、30km のみならず、関東、東北全域で隠さず迅速に公開すべきではないか。これに対する意見に対してどうお考えなのか。

A：（細野補佐官）この後、安全委員会若しくは文科省の方から答えをしてもらった方がいいかもしれませんが、私の知る限り、その外側について何か有意な、公開できるような情報があるとは承知をしておりませんので、もしそういうものが仮にあれば、公開をしたいと思いますが、私の知る限り、そういったものは今ないのではないかと思います。一応確認をお願いします。

A：（原安委）安全委員会事務局でございますが、SPEEDI のシステムで拡散予測の計算ができるのは、1 辺 92km までなんです。したがって、ホームページなどで発表してあるものも、発電所を中心とした 1 辺 92km の正方形の範囲が最大の範囲ということで発表させていただいております。

Q：そうしましたら、その起点があるわけですから、それをずらせばいいのではないですか。つまり、今、福島は 20km、30km を中心に置いて 92km ということであれば、関東、東北はその起点をずらした上で広げていけばいいのではないのでしょうか。

A：（原安委）そういうことが技術的に可能なのか即座に分かりませんのと、あと 92km の範囲内で計算した結果の 1 番低い小児の甲状腺の線量は 100mSv でありまして、これはヨウ素剤投与の目安となる線量 1,000mSv の 10 分の 1 というところです。したがって、本来であれば 1,000mSv がどれぐらいの範囲であるかというのを見るのが、防護措置が適切かどうか見るのに必要なわけで、それは 30km の範囲はもう十分収まっていたわけありますので、92km の範囲をお示しすることで防護措置が十分であるということが十分お示しできていると考えております。

A：（細野補佐官）私どもから追加で申し上げますけれども、小佐古参与からは、SPEEDI を早く公開するよにという話は、確かに再三あったんです。ただ、この場でも御説明申し上げましたが、放出源が明確にならない中で、公開するに足る情報にならないという判断が関係者の中にあって、なかなか出す状況にならなかったということなんですね。今、SPEEDI がどうかということに関していうと、恐らくここは小佐古先生も分かっておられるのではないかと思います。既にこれだけ実測データが出ておりますので、そちらの方がより実態そのものを表しているわけですので、意味があるわけです。ですから、SPEEDI が本来持つべき機能は、予測ということで十分なモニタリングができない時期にそれなりの効果があったわけですから、その時期に機能しなかったということにおいて、小佐古先生がこうして厳しく評価をされているのは当然なんです。今からこういったことを公開することに、シミュレーションをまた新たにすることにどれぐらい意味があるかということについては、率直に言って疑問があるというか、それほど大きな効果のある情報は期待できないという状況だと思います。

Q：すみません、繰り返しになりますが、そうしますと、予測から環境モニタリングという実測に移行していった、そこで十分に情報公開をしていくという考え方でよろしいですか。

A：（細野補佐官）現時点では、その実測値の方で皆さんにしっかりとお示しを

することの方が確実な情報になるのではないかと思います。おっしゃるとおりです。

Q：分かりました。

○司会

ほかにございますか。では、手前の男性の方、それと奥の男性の方。

○毎日新聞 日野

Q：毎日新聞の日野と言います。マイクがちょっと聞こえづらいんですが、昨日は合同会見がなかったわけですが、毎日やるのがいいのかどうかという問題はあるにせよ、ないことでデメリットがあったのかというと、どうもそういうふうにも見えないので、なぜないという判断になったのか。それから、有る無しというのは、どういう基準を持って決められているのか。それを1点整理していただきたい。それから、そもそもこの合同会見そのものが、誰によって望まれて、具体的に誰がどう決めてこうなったのかというのを改めて開示して欲しいと思います。今のところ、これは意見はあるかもしれませんが、連日4時間、今回は何百枚という資料を渡されて、だんだんと実のある対話もできているような気もしなくもないですが、今まで過去のばらばらにやっていたよりも詰められているともとても思えないので、ではなぜこんな一元化を誰が臨んだのか。それをちゃんと開示してください。取りあえず、それについてお答えください。

A：（細野補佐官）1番強い声としてありましたのは、与野党の協議を幹事長のレベル、実務者の協議でやっておりまして、そこで幾つかの政党の皆さんから、一元化をして、しっかりと情報を発信した方がいいのではないかという意見を再三にわたっていただいてまいりました。これが1つです。もう1つは、海外の様々な報道の皆さんの方から、なぜ日本はこんなに記者会見がたくさんあるのかということについての疑問の声をいただきました。あとは、私個人に対しては、果たして政府が様々なことについて本当にコントロールできているのかという声を、これは有識者の皆さんから数多くいただいてまいりまして、そういう皆さんの声を受けて、一元化すべきではないかと考えたということです。日野さんがおっしゃっている、誰が責任者かと言えば、そういう声を受けて、政府内でも、与党内でもいろいろと申し上げても仕方がないと思うんです。これ以上申し上げても意味が余りないと思うんですが、そういった皆さんの声も受けて、私の責任で一元化しようということで提案

したという経緯でございます。会見を当面は 1 日置きにするということですが、連日 4 時間はやっておりまして、業務との関係も含めて、このゴールデンウィーク中はもう少し、もちろん我々は休んでいるわけではありませんので、恐らくここにいるメンバーは、3 月 11 日から 1 日も休まず来ていると思います。私ももちろん、昨日も仕事しておりました。そうした業務との兼ね合いの中で、この間の 1 つのバランスの取り方として、1 日置きはどうかということについて提案を申し上げたという経緯です。もし、この場所で 1 日置きというのを一昨日提案したときに、どなたかでも連日やれというお話が出れば、そうしようと思っておったんですが、一昨日、そういう話を司会者の方から出したときに、どなたからもそういう御提案がなかったものですから、それでは 1 日置きにということで判断をさせていただいたということでございます。

Q：一元化に対して賛成する意見というのは、そんなになかったわけですね。

A：（細野補佐官）今、後ろから説明を受けたところだと、『東京新聞』さんが一元化についてコメントをされたということでございますが、個人的に私の懇意にしている記者の方に何名か相談をしましたところ、賛同をいただいた方はもちろんいました。

Q：反対された方もいらっしゃったんですか。

A：（細野補佐官）私自身のところに直接反対して来られた方は、いらっしゃいませんでした。

Q：個人的な感想をお伺いしたいんですが、4 時間を連日やって、何百枚も資料が出るという会見が普通の状態だと思っておられますか。

A：（細野補佐官）日野さん、余りこれを長々と議論しても建設的ではないと思うので、一元化は政府の方針です。加えて、総理も早い時期に一元化できないものなのかということについて、補佐官である私に対してもそういう要請がございました。ですから、一元化の意見そのものは、様々な要請も含めて政府の方針ですので、その中でどうやってそれをより効率的で、実のあるものにするのかということについては、様々なコミュニケーションを記者の皆さんとさせていただけるのは有り難いことだと思います。

Q：私は議論を求めたわけではなくて、感想を求めたんですが、そう聞こえませんでしたかね。連日 4 時間、資料が何百枚という会見が実のあるものになっている、又は意義あるものになっているかどうかという感想をお伺いしたいんです。

A：（細野補佐官）実のあるものになっているかどうかということで申し上げれば、私はこうして様々なコミュニケーションが皆さんとの間で取れて、情報発信ができるということは、大変意味は大きいと思っています。

Q：もう 1 点。一昨日ですか、菅総理が地下のタンクを増設するということを漁業連の代表との懇談でおっしゃられて、それについて、この会見で、東電さんや細野さんからそちらからの説明として、それについてのお話がなかったように思うんです。それがまずなぜかということと、1 番最初の会見のときに、私を信じて欲しいとおっしゃられていたにもかかわらず、なぜ自らおっしゃるということをしなかったのか。その理由も教えてください。

A：（細野補佐官）すみません、総理が漁連の皆さんとの間でそういう対話をしたということですか。

Q：はい。

A：（細野補佐官）総理自身がそういう発言をした、若しくはそういう報道があったということを、この会見に臨むとき、私の方は存じ上げなかったので申し上げますでした。それで、その後確認をしました。そうしましたら、総理としては、46m という話は確かにしたようですけれども、そこにタンクをという話はしていないということです。恐らく、これは必ずしも専門的な知識を持っておられるわけではないので、何らかの取り違いがあって、全漁連の皆さんの方からそういう情報が出たということのようでございます。

Q：しかし、あのときの会見では、否定をされていなかったようなんですが、これはまだ検討中だから、出す状況ではないと元々判断されていた話だったということなんでしょうか。

A：（細野補佐官）コンクリートで止水をするという話は、もう既に馬淵補佐官の方からも様々説明をしておりましたし、そういったことを検討しているというのは、もちろん私も存じておりました。ただ、あのときは遮へいの話を

したときだったかと思うんですが、私も確か口頭で説明を申し上げたかと思うんですが、隠すという意図はもちろん全くありませんし、もう既に何度も説明をしているということです。総理の発言にそういうのがあったのではないかという、若干そのやり取りの中で行き違いがあったのではないかということを御説明申し上げましたが、そういう意味では、もちろん隠す意図はないし、十分説明をしていこうと思っているものの1つです。

Q：長くなっているので申し訳ないですが、もう1点だけ。今回の会見で、子どもの20mSv問題というのが会見でかなりの割合を占めているわけですが、これについて細野補佐官は管轄外、確かに法律上そうであることは重々承知の上なんです、そうであれば、やはりこれまでの会見でも、ほとんど会話がかみ合っていないケースも大分あったようなので、例えば責任ある方、若しくはちゃんと対応できる方、専門の方とかを連れてくる。管轄外とおっしゃられるかもしれませんが、そういった対応を合同会見という場を開いておられるのであれば、逆にとるのが普通ではないかと思うんですが、その辺はできないんでしょうか。

A：（細野補佐官）いろいろ検討してみたいと思うんですが、1番始めの会見は出ていただいていたでしょうか。1番始めの会見で、私はそこは役割分担をしたいということを申し上げたんです。つまり、この原子力発電所をめぐる事象であるとか、そこから例えば出てくる放射能の状況についての説明はこの会見でしたいと。その結果として出てくる、例えば食べ物の問題とか、学校の問題は、ここではカバーし切れないので、厚生労働大臣や文部科学大臣のところでやりますということを申し上げました。そして、今の学校の問題については、正にそこで説明を申し上げた文部科学省の方が所管でございますので、そちらの関係で、恐らくかなりやり取りが行われて、その中で政府としての説明が行われているのではないかと思います。全てをカバーするのは難しいので、そこは一定の役割分担をしているということは、是非分かっていたいただければと思うんです。

Q：そうすると、やっぱりこの会見ではその質問については、するなと言うことになるのでしょうか。

A：（細野補佐官）そこまでは、これはやり取りでございますので、感想も含めて一切聞くなということは申し上げられませんので、御質問いただいたところについては、私の答えられる範囲でできるだけ答えるようにいたします。

○司会

そろそろ次の方でよいですか。

○時事通信社 神田

Q：時事通信社の神田と申します。東電の津波、余震対策の関係なんですけれども、まず、M8 程度の地震と、それに伴う津波に備えるということなんです。が、この M8 程度の余震というのは、どこの予測を基に対策の基本にされたのでしょうか。まずそれを教えてください。

A：（東電）こちらは、気象庁様ですとか、各複数の専門家の方が、今回の M9 の地震の余震として、もう少し東側の方で 8 級の余震があるという見解を受けまして、今回の津波想定という形でさせていただいております。

Q：そこで仮設の防潮堤なんですけれども、どのぐらいの高さの津波を想定して、どのぐらいの高さのものを作る予定でいらっしゃるのでしょうか。

A：（東電）今回予測しております M8 級の余震が発生いたしましたとしても、津波の高さは 10m には及ばないと考えています。今回は、この地図で申しますと、いわゆる発電所にございます防波堤のところから津波が押し寄せてきた場合に、駆け上がってきて、陸上の方に遡上するという事で、1号機から4号機側の建屋のエリアに水が来る。水が1、2m程度浸水すると考えておりますので、この海拔で申しますと、10mのところは1、2m程度のいわゆる仮設の防波堤、防潮堤を作るという計画でございます。

Q：それと、この工法なんですけれども、これは過去に仮設の防潮堤とかでこういった何か実績みたいなものがあるのでしょうか。

A：（東電）防潮堤ということでの実績はちょっと分かりませんが、いわゆる洪水が起こった際の河川の復旧工事等でこういった金網に石を詰めたものを並べるということはかつてあったということですので、今回始めて使う工法ではございません。

Q：例えば強度の。

○司会

すみません、この後、細野事務局長への質問につながると考えてよろしいですか。細野事務局長は時間がないので先によろしいですか。

Q：分かりました。では、ここで一旦あれします。あと、トレンチの方なんですけれども、これは既にやっているものも含めて、トレンチの入り口だけをコンクリートで塞ぐということによろしいのでしょうか。

A：（東電）はい、そうです。

○司会

ほかにございますか。では、そちらの方。ほかにはいらっしゃいますか。では、2番目に後ろの方。

○ネイビー通信 田代

Q：ネイビー通信の田代と申します。被ばくとリンパ球の減少についてお伺いしたいんですけれども、子どものことも今、作業されている東電の方も、今の水準の被ばくというもので、要するにリンパ球が減少するというところのいろんな障害というものが懸念されていると思うんです。まず細野さんにお聞きしたいんですが、子どもたちについてのリンパ球が減少したり、そういった問題が生じていないか調べたり、いろんなものを飲んでもらうとか、例えばベータグルカンであったり、黒ごまであったり、ハイチオールCみたいなものがあたり、そういったものの対策ができると思うんですが、そういったことを考えていらっしゃるのかということをもまず細野さんにお聞きしたいです。

A：（原安委）すみません、ちょっと質問の御趣旨があれだったんですけれども。

Q：だから、被ばくによってリンパ球が減少するというところの問題があるわけですね。そのことによって免疫の障害であったり、そういうことがあるので、そのことについて、まず子どもたちのことなどで、そういったことが起こらないか、起こっていないかとか、やるのか。そしてそれに対していろんなものを飲んでもらうとか、そういったことを考えているのかということをお聞きしたいんです。

A：（原安委）今、お話しに出ましたリンパ球の数の変化などが出ますのは、受けた放射線の量として数百 mSv のオーダーであります。今回の状況では、避

難になった区域あるいは計画的避難をこれからやっていただく区域では、それだけの被ばく線量は出ておりません。また、学校の方につきましても、 $3.8 \mu\text{g/h}$ であるところで、実際の学校の生活の状態を見ますと、年間 20mSv はまずいかなだろうということでありますから、今回の事態において、場所を問わず、少なくとも敷地の外においてはリンパ球に変化の出るような被ばくというのは起こらないと考えております。

Q：感受性の問題で当然あるわけですね。それはないと言い切れるようなものなんですか。例えば今、そういった懸念があるわけではないですか。そういった心配を保護者の方はしていच्छるわけですよ。では、そうならないかとか、調べないと分からないこともあるのではないですか。

A：（原安委）そこは放射線生物学あるいは放射線健康管理学の世界におきまして、リンパ球に変化が出るような線量というのは、子どもさんの場合でも数百 mSv のオーダーであるというのは通説であります。

Q：だから、通説だからといって、全くそのままでいいんですか。それは津波の問題と同じようなことなのではないですか。それは全く検討しないということではよろしいんですか。

A：（原安委）リンパ球の変化が出るようなものは、確定的影響と言われておりまして、そういう変化が起こるのには閾値があるということが国際的にも認められた科学的な知見であります。

Q：ですから、それは感受性とは何ら関係ないんですか。

A：（原安委）感受性を考慮したところで、リンパ球の変化のような確定的影響というのは、数百 mSv のオーダーからでしか起こらないということであります。

Q：だから、通説と言われましたけれども、何かそれは法律の通説みたいな言い方なので、曖昧ですね。あなたは責任を持って、それは絶対にないと言い切れるんですか。医学的な全く絶対ないと、否定されているということなんですか。

A：（原安委）国際的に認められている科学的な研究の結果から見て、それは間

違いなく言えると思います。

Q：では、ないということですね。日本国政府として、絶対に子どものリンパ球が減少するような被ばくはあり得ないということによろしいんですね。

A：（原安委）今回の事態では、数百 mSv に及ぶような被ばくは敷地の外において、一般公衆については起こっていないと、起こらないと考えております。

Q：日本国政府の見解はそれで分かりました。それと東電さんにお伺いしたいんですけども、同じことで、結局のところ、今回被ばくされている方のリンパ球の減少はあり得ると思うので、それがこれからいろんなことの問題としてあるのではないかということなので、そういったことを今、調べたりするのか、今、医者が実際にいらっしゃるのかということも聞きたいんです。

A：（東電）私どもとしては、事故時被ばくということで、250mSv をしっかり管理していくということと、産業医の先生方の健康診断ということで、適切に管理したいと考えています。お医者様はいらっしゃいます。

Q：減少しているかどうかというのを調べることはあり得るんですか。

A：（東電）今のところ、まだ血液の検査まではいたしておりません。

Q：例えば先ほど言ったように、実際問題、ベータグルカンであつたりとか、黒ごまであつたりとか、ハイチオール C であつたりとか、そういったものを飲んでもらえれば、少しは役に立つかなと思いますし、実際、放射能だけではなくて、そういった一般的に免疫を付けてもらいたいような作業状況だと思ふんですけども、それは検討していただけないでしょうか。

A：（東電）こちらは、先ほど原子力安全委員会さんのお話にもありましたとおり、250mSv で管理されている以上、健康への影響は直ちに現れないと思っております。また、必要なヨウ素剤といった甲状腺の被ばく対策ということについては、服用しているところでございます。

Q：先ほど言ったのは、リンパ球の減少などに効果があることを言ったわけですね。要するにハイチオール C であつたり、ベータグルカンであつたり、黒ごま。そういったものは、放射能の問題だけではなくて、作業員の方の抗生

の問題として別に送ってやってもいいのではないかなと私などは思うんです。

A：（東電）いわゆる被ばくの防止という観点では、線量の管理をしっかりすることと、作業員の方の休息場所ですとか、そういったお食事を取ることにつきましては、きちんと提供させていただいていると思っています。

Q：では、先ほど私が挙げたものはそれなりに効果があるので、もしできるのであれば、検討していただけないか。

A：（東電）はい。御意見として承らせていただきます。

A：（細野補佐官）私に質問をいただきましたので、早い段階で飯舘村では小児甲状腺のそういう調査というか、しっかりどうなのかという実態調査をしております。いろんな科学的な知見は確かにあるんですけども、本当に大丈夫なのかどうかということについては、国がしっかり責任を持って、様々なことを調べるべきだというお考えには、私も全く賛成です。だからこそ、飯舘村についてはやっておりましたので、そのことは簡単に御説明いただいた方がいいと思います。

A：（原安委）先ほど、すみません、SPEEDI の関係の質問がありましたときに、私は小児についてヨウ素剤投与の目安が 1,000mSv だと申し上げましたが、100mSv です。それで、環境モニタリングデータから放出源を推定して、小児甲状腺の線量がどれぐらいかというのをさかのぼりで計算したものを 3 月 23 日に出しました。それを見ますと、飯舘村などでは、この 100mSv の領域のレベルにいていたわけです。ただ、この時点では、放出源情報も非常に 3 点だけのモニタリングデータから推測しましたので、ばらつきもあるだろうということで、併せてこの飯舘村などのお子さんの甲状腺の線量、甲状腺にもしヨウ素がたまっていれば、そこから出た放射線が外から検出されるはずだという考え方に立ちまして、そういった測定を行いました。その結果でありますけれども、簡単に申し上げれば、問題となるようなレベルのお子さんは 1 人もいなかったということであります。スクリーニングレベルを決めて、約 1,000 人のお子さんについて行いましたけれども、いわゆるスクリーニングレベルを超えたお子さんはいなかったということであります。

○司会

時間もあるということでございますので、今日の説明事項につきましての質問も併せて受けさせていただきたいと思います。それでは、前の方、次に後ろの方をお願いします。

○NPJ 日隅

Q：すみません、私、先ほど当たっていたんですけども。

○司会

失礼しました。

Q：NPJ の日隅です。補佐官に対する質問です。政府として、100mSv の放射線を被ばくした場合に、疫学的に 1,000 人中何人の。

A：（細野補佐官）すみません、もうちょっと大きい声でお願いします。ごめんなさい。

Q：政府として、疫学的に 100mSv の放射線量を被ばくした場合に、1,000 人中何人の方ががん死すると認識をされているのでしょうか。

A：（細野補佐官）恐らく 100mSv というのは、いろんな意味でちょうどそういう影響が出てくるのではないかと科学的に言われているレベルでございますので、客観的に何割の人ががんになるとかいう数値ではなくて、そういったことがどれぐらい可能性が高まるかということについての様々な分析があって、それをどう政府として考えるのかというレベルの話になるかと思います。そういった非常に微妙な判断になりますので、私が答えるよりは、安全委員会の見解を聞いた方がいいと思います。まず、そちらの説明をお願いします。

A：（原安委）国際放射線防護委員会では、要は、放射線を受けた場合、がんの発生がどうなるかということは、非常に確率的な現象なんですけれども、被ばく線量が数百ミリから上ですと、浴びた線量とがんの発生日合が増える増え具合の間に比例関係があります。これは長崎、広島の被爆者の追跡調査から、それが明らかであります。一方、そこから下については、疫学調査からはどちらだかよく分からない。それから、生物学的な研究からも、必ず因果関係があるのかどうかははっきりしていないという状況です。そういう状況下で ICRP の方では、放射線防護という目的からは、そういう低い線量でも、線量とがんなどの発生確率の間には比例関係があるだろうということで、十

分安全側の発想に立って、放射線防護の基準を様々決めているわけです。そういった際に、いわゆる線量が 1 単位増えた場合に、がんの発生確率がどれだけ増えるかという数字を様々な研究成果から導出していますけれども、最近の 2007 年の ICRP の勧告では、1Sv 増えれば、そのリスク係数というものが 5.7×10^{-2} ですから、0.057 増えるということを提唱してございます。

Q：つまり、1Sv 増えると 5%、100mSv だと 0.5%ということでもいいわけですね。

A：（原安委）100mSv ですと、そのリスク係数が 0.005 になるということです。

Q：0.5%ですね、まあいいです。そういうことを政府としてきちんと把握された上で、一定の数値があることを前提にあらゆる施策をしなければならないのに、先ほど細野さんから適格な回答が出なかったことにちょっとショックを受けているんですけれども、それに関連して、官邸のホームページのチェルノブイリ事故との比較というところで、チェルノブイリで現在までに 15 人が亡くなったという記載があるんですが、実際にチェルノブイリで亡くなるであろうということで予測されている人数は何人だというふうに安全委員会の方では把握されているんですか。あるいは細野さんの方で把握されているんですか。

A：（原安委）安全委員会の方としては、チェルノブイリの事故の処理に当たりまして、急性被ばくで死亡された方、消防士などでおられましたけれども、国連の放射線影響委員会の報告で 28 人となっていると承知しております。

Q：WHO の方でも関与したフォーラムの方で予測値も出ていると思うんですけれども、予測値は何人ですか。

A：（原安委）すみません、今、その数字は持ち合わせておりません。

Q：予測値は 4,000 人なんですね。4,000 人なんですけれども、なぜ官邸のこのページに 4,000 人ということが予測されているということを書かないで、単に十何人が亡くなっているということしか書いていないんですか。これは安全だということを強調している、むしろ官邸自ら危険性を的確に情報提供していないということではないですか。この点について、細野さんどうですか。

A：（細野補佐官）28 人というのは客観的な事実として国際的認知をされている

と承知しておりますが、多分御指摘のレポートは、見解も含めてアドバイザーをしておられる専門家の方々が、こういった見解を持っておられますよということについて公開をしたものなんです。ですから、そのレポート自体は、政府としての見解というよりは、専門家でいろいろアドバイスをいただいた一端を紹介させていただいたという理解で私はおります。

Q：そうであるならば、政府として、この同じレポート、同じフォーラムの方で亡くなる方が 4,000 人という評価をしているんだということも併せて書かなければ、これは結局安全だ、安全だという方向のデータばかり出すのは、極めて不誠実だし、国民に対して害を与えることはあっても、益を与えることはないと思うんです。

A：（細野補佐官）チェルノブイリは他国で起こった事故ですので、それについて日本が独自の評価をいろいろするという事ではないんだと思うんです。むしろ問題は、今回の東電の福島原子力発電所の第一のこの問題については、安全サイドに立った楽観的なデータなどを並べることはもってのほかでございまして、厳しいデータをまず最優先で公表して、その事実を皆さんにお知らせをし、できるだけ安全サイドに立った判断をすべきだと思います。その点については、今、御指摘のとおりだと思います。

Q：すみません、ちょっとしつこいようなんですけども、先ほど言った官邸のページというのは、WHO など 8 つの国際機関が合同で発表したということで書かれているんです。その正に合同で発表したデータの中に 4,000 人が亡くなるであろうと書いてあるんです。その部分だけ落としていることが問題だと言っているんです。私は、日本がチェルノブイリ事故を独自に評価してくれなんて言っているわけではなくて、国際機関が評価している数字の少ない数字だけ出して、高い数字を出さないことについて、これは不誠実だと言っているんです。

A：（細野補佐官）すみません。私も改めて確認をしますが、政府として 28 名という数字自体は、再確認をして出したものでございますので、その限りにおいては間違っていないと思います。4,000 人という数字がどういう形で評価をされているのかということについては、確認をさせていただきたいと思います。

Q：よろしくお願いします。

○司会

では、最初にそちらの方。2 番目にお願いします。

○東京新聞 榊原

Q：東京新聞の榊原と言います。細野補佐官に 2 つあります。1 つは、先ほど少しお答えされかけましたが、WSPEEDI。SPEEDI より広域な拡散予測についての WSPEEDI の運用実績と、もし実績があれば、データの公開をどうするとお考えになっているのかというのが 1 点。もう 1 つは、郡山市の学校の土砂の除去についてです。それを前向きに受け止めていく必要があるとおっしゃられましたが、結局は土砂をどこに持っていくかというのが決まらなければ、結局は放射線量が高いものが校舎の隅に集まっているだけで、根本的な解決になっていなくて、前向きな動きとして広がっていかないのかなと思うんです。例えば土の持って行き方、先ほど法律的な解釈の問題があって、非常に難しいというお話があって、敷地から外に出すのは難しいかと思うんですが、穴を掘って処理をするとか、何かそういう処分の仕方を政府として示さなければ、これは前向きに広がっていかなくとも、その辺りについてのお考え、その 2 点をお願いします。

A：（細野補佐官）まず、WSPEEDI ですが、これは当初からそういったものがあるので使ったらどうかという提案はあちこちからいただいておりますので、私も気になっておりまして、何度か確認をいたしました。この WSPEEDI というものは数十 km から半地球規模までの広範な地域を対象とした世界版の予測システムということなんですが、残念ながらこれは研究目的で開発をされたもので、具体的なシミュレーションにはまだ使えないということだったんです。率直に言って、SPEEDI ですらシミュレーションソフトとして十分機能していなかったものですから、ましてや、この研究目的の WSPEEDI が本当に税金を使ってやっているものだとなれば、本当に申し訳ないことだとは思いますが、使えそうには思えなかったものですから、余りその後、探求をしてこなかったという経緯がございます。小佐古先生の御指摘もあったので再度確認をしてみたんですけれども、残念ながら研究目的ということで、まだシミュレーションのデータとして使えるような状況にはないということでございますので、これは現段階でやむを得ないかという評価を私自身もしております。

Q：では、公開するお考えはないということですか、WSPEEDI で作った図面とか。

A：（細野補佐官）今のところ公開をして意味があるようなシミュレーションにはならないということでございます。後段の方ですが、処理をする場所がないから何もできないんだということではいかぬと私も思います。郡山では、グラウンドの端の方に置いてビニールシートか何かで覆われているということなんですが、やり方として専門家に聞きますと、上下を転換することで放射能の濃度を下げることができるというのか、そういう具体的な提案もあるやに聞いております。ですから、どこからが自治体の役割で、どこまでが国の役割なのかということはいろいろ議論はあると思いますが、少なくともそういう取組をした自治体を後押しする責任は、私は国にはあると考えますので、こういったやり方があるのかしっかり検討してもらいたいと思います。そのことは私の方から、要請は是非したいと思っております。

Q：逆に放射線量が高い場所ができて、そこに近づくと、今までよりも危ない場所ができてしまったという解釈はないのでしょうか。

A：（細野補佐官）そういう解釈もあり得るものですから、それが1つの制約となって、逆になかなかできないという意見も出てきているんですね。なかなかグラウンドの土をいじることができないという意見も出てきているんです。ただ、私はそれは制約にすべきではないと思っております。やるということであればやって、どうそれをうまい形で、最終処分まではなかなか難しい問題があるんですが、一時的でもとどめ置くことができるのかということについては、いろいろな方法を検討すべきだとは思っています。

○司会

それでは、後ろの席の男性の方。

○NHK 石川

Q：NHKの石川といいます。今日の海江田大臣の東電に対する1号機についての命令書といいますか、それについてなんですけれども、東電の方では1号機を水棺にすることによって、耐震性はどの程度損なわれるか。あるいは格納容器が、今は水が何t入っていて、それは設計したときにそういうことを予定していたものなのかどうか。それから、入ったことによってどの程度強度が損なわれるのか。細野さんには政府として、そういう水棺ということをすることによって耐震性が損なわれる危険性をどう評価しているのか。2点目として、この間決算委員会で角田さんが、確か最も楽観的な予測でいけば、こ

の工程表どおりいくということを申ししていたんですけれども、政府としては工程表どおり、つまり水棺というものがうまくいかなかった場合の第 2 案、第 3 案を準備しているのかどうか。準備しているとしたらどういう方向性のものを準備しているのかお伺いしたい。

A：（東電）まず、始めの部分につきまして東京電力の方からお答えさせていただきます。現在、格納容器内に水を張りまして、格納容器内ごと原子炉燃料の上まで水を張るということで操作を行っているところでございますけれども、現在耐震性の評価を行っておりますが、おおよそ水がああのレベルまで達したといたしましても、耐震性には問題ないと考えております。こちらの評価結果につきましては、今日出た指示文書にも従いまして、保安院さんの方に報告していきたいと考えております。また、予定していたかどうかにつきましては、これは元々格納容器内に水をこういった形で張るといのか注入して維持するということにつきましては、設計上予定したということではございません。それから、現在の水位でございますけれども、おおよそ窒素を封入する段階で、いわゆる格納容器のフラスコ部の赤道付近にあったらということとは予測しておりますが、格納容器の中の水位がどの辺りにあるかということについては、現時点でははっきり分かっておりません。

Q：M8 を予想しているということですが、8 といいますと恐らく 500Gal を超えると思うんですが、それに耐えられるということなんでしょうか。

A：（東電）現時点では、今回評価に当たりました波ということで、現時点で福島第一発電所で持っている基準地震動 Ss を目安に評価をいたしております。

A：（細野補佐官）私からも、そうしましたら 1 号機の、いわゆる水棺。私どもはできるだけ分かりやすい表現で今、冠水と呼ぼうかという話をしておるんですが、これについては既にかかなりの効果が出てきていて、冷却にも非常に大きな効果があるし、そもそもの安定化に向けても効果があると思っております。ただ、これはもちろん始めてやることでございますので、果たしてどれぐらいの強度があるのかということについては、しっかり確認をする必要があるだろうということで、こういう指示書が出たと承知をしております。このことをやることによって何らかの危険性があるのであれば、そこはその危険性を取り除く努力はしていかなければならないと考えています。今の時点でどういう危険性がある、何をやるのかということについて、全て述べることができる状況まではきておりませんが、

この報告を東電から受けた後に、保安院なども含めてこういった対応があるのかということについてはしっかり検討した上で、また皆さんに御報告を申し上げたいと思います。そして、ほかのやり方はどう考えているのかということなのですが、様々な方法を検討しなければならないとこれまでも思ってまいりましたし、今も思っております。具体的に申し上げますと、1号機は比較的、水で満たすというこのやり方が可能性として高いのではないかと考えてまいりましたが、例えば2号機についてはサプレッションチェンバがどうも破損しているということでございますので、簡単には水か上がっていかないことが想定をされます。グラウトという方法で、水漏れがないような状態にするべく努力をいたしますが、それが完璧にできるかどうか也十分検証できているわけではありません。そこで、この水を満たさなくても冷却できる方法はないだろうか。例えば、熱交換器を外に付けるということをやっているわけございまして、これは必ずしも、この水で満たしている状態を全て前提としなければできないものではありません。そのほかの冷却の在り方についても様々な可能性を探っておりますので、このルートだけを今、考えて、この工程表を作っているわけではないということは御理解をいただきたいと思います。実際、このいわゆる道筋の中でも、目標1で安定的に冷却できている。対策9で燃料域上部まで格納容器を水で満たすと書いてあるわけありますけれども、リスクといたしまして、水を満たす過程でタービン建屋への流入水の増加ということについても書いてございまして、このリスクが顕在化することも、可能性としては、私どもはあらかじめ踏まえているということでございます。

○司会

では、ほかにございますか。そちらの女性の方と、その後ろの男性の方。

○共同通信 川口

Q：共同通信の川口と申します。細野さんと松本さんにお伺いしたいのですが、よろしくお願いします。まず、今回発表のあったトレンチをコンクリで入口を埋めるという話についてなのですが、これは3月の下旬に立坑とタービン建屋で次々と高濃度のたまり水が見つかって、今、なぜ埋めるのかというのが、なぜ今日のタイミングなのかというのがいまいち分かりかねるのですが、その辺りを教えていただきたいのと、どこからあふれないのかという不安はあるかと思うんですが、それはないならばどうしてなのかというのも根拠も併せて細野さんをお願いします。もし技術的なことで松本さんの方からコメントありましたら、それも併せてお願いいたします。

A：（東電）まず、東京電力の方からお答えさせていただきます。タイミングにつきましては、これまで立坑のところの処置に関しまして検討させていただいているという段階で発表が本日になったということがございます。その理由につきましては、まず１点目は、御存じのとおり、２号機の高濃度の汚染水が発見されて、この２号機のところを經由して取水口まで出たということもございますので、立坑を通じてタービン建屋の水が環境への流出経路になり得るということで、こちらについては何らかの措置が必要だろうというふうに前々から考えていたのが１点。もう１つは、今後の最大のリスクといたしまして、余震に伴う津波だろうということが考えられて、今回、津波が再度襲われるということになりますと、この立坑の中へ外の海水が立坑を通じてタービン建屋の方に押し上げてくるという可能性もあったことから、この立坑につきましては塞いでおこうということで判断したものでございます。

A：（細野補佐官）すみません、上塗りのような話になって恐縮なんですけれども、これまでは出る側をどう考えるのかということで、立坑とタービン建屋の方を遮断するという意見はこれまでも議論してきたんですが、これは線量が非常に高いということもあって、なかなか難しいということで議論していたさなかだったんです。その中で、率直に申し上げると、この津波に対する危機感が非常に私どもの中で高くなったのは、４月１１日の大きな余震が来て、これはまた何があっても備えなければならないということで、余震対策、津波対策に本格的に乗り出したという経緯がございます。そして津波対策としては、むしろこの立坑の中に入らないようにするのが最もいいのではないかとということで今回こういう形で提案させていただいたということでございます。私の知る限り、この立坑を埋めるということ自体は、つい最近検討されるようになってきたということではないかと思うんです。

A：（東電）もう１つの御質問でございますが、その影響はどういうふうな形になるのかということでございますけれども、まず立坑を埋めますので、これから立坑を經由して環境の方へ流出する、外の津波から立坑を通じてタービン建屋に入ってくるということについては、リスクとしては相当低減できるのではないかと思います。ただし、御指摘のとおり、今、立坑にたまっている水の行き先がなくなるのではないかと御懸念もあろうかと思いますが、そちらにつきましては、タービン建屋内の水位をきちんと監視することによりまして把握したいということと、もちろん、引き続きタービン建屋の周りのサブドレンの水質の分析を続けることで、タービン建屋にたまっている水

が地下水を経由して外に出ていっていないというような確認はやっていきたいと考えています。

Q：今の補足で2点なんですが、そうすると、3月、タービン建屋と立坑のたまり水が見つかって以来、言い方は悪いですけども、ピットから水が漏れてその対処に追われていて、そうこうするうちにやっと止めたと思ったら、4月11日、余震があって、津波は怖いねという話になって立坑も埋める必要があるのではないかという話が浮上してきたという理解でいいのでしょうか。あと1点、今の松本さんのお話で、立坑をこれで塞いで行き先がなくなるとして、タービン建屋の監視、サブドレンの監視は、それはそれでしなければならないことかとは思いますが、それ以外に漏れる可能性がある道があるかないかというのは調べられているのでしょうか。そして、その結果はどうだったのでしょうか。

A：（細野補佐官）前段の1問目、おっしゃったことをそのまま受け取ると本当に場当たり的にやってきたように聞こえるかもしれませんが、現実問題としては違うことをやっているわけです。つまり、水が出ないようにする措置について立坑でいろいろやってきたと。それはそれなりに努力をしたものだからなんとか皆さんには御迷惑をおかけしましたけれども、止めることができた。今度は海から水が押し寄せてくる方の話ですので、それはそれで別途対応しなければならないということで今日こういう形で蓋をしようということを出させていただいたんです。もっと前に津波対策をしておくべきだったのではないかという批判はあろうかと思いますが、現実問題としては極めて厳しい中で少しずつ階段を上ってきましたので、ここまで来たので、それこそ可能性があるとすれば津波であるとか余震に対してもやらなければならないということで、新たな措置として、今とにかく1つ1つ懸命に取り組んでいるということです。そこは是非御理解をいただきたいと思います。

A：（東電）後者の方の御質問でございますけれども、配置図のいわゆる海面から低いところ、4mの位置に関しましては、今回の立坑を塞ぐことによりまして、建屋の方から流出する経路はこれにつぶせるというふうに思っております。少し補足いたしますと、この立坑も中にコンクリートを詰めて途中でストップさせるとともに、表面上はコンクリートの蓋を作るという形で二重の塞ぎ方をするというところでございます。

Q：別の質問もあるので余り長引かせたくないのですが、この技術的なことは

後で聞きます、申し訳ありません。次に 4 号機の今日発表のあった支柱とコンクリの話なんですけれども、これは耐震性の安全性を評価している最中だけれども、安全裕度を上げるために工事をするんだと。これは聞きようによっては余り状態がよろしくないのではとにかく今できる工事はやっておこうとも感じられるんですけれども、4 号機の現状に対してどのように評価しているか、もしできれば細野さんをお願いします。

A：（東電）まずは東電の方からお話しさせていただきますと、現在の耐震性の評価につきましては、解析モデルを使いまして耐震性の評価を実施しているところでございますが、簡便なおおよその評価ではほとんど大丈夫ではないかと思っております。ただ、完全な解析結果が出るまで待つということではなくて、耐震性の余裕をできるだけ早く持たせないというのは余震がいつ起こるか分からないということを考えますと、早くやっておくべきだろうということで、今回 5 月を目途に工事を着手するというところでございます。

A：（細野補佐官）私からも補足をいたします。3 月の時点で 4 号機を含めた耐震性につきましては、簡易なしっかりと評価をした方がいいだろうということでやってはおったんです。その時点では、これであれば大丈夫ではないかという評価をしておりました。ただ、政府としては、あらゆる事態に備えなければならない、しかも、最悪の事態にも対応できるようにしておかなければ、国民の皆さんに説明がつかないだろうということで、最悪の最悪を考えたときに、4 号機のプールというのは 1 番燃料の数も多いですし、しかも新しい燃料が入っているということで、絶対にここをそれぞれ国民の皆さんに御心配をいただくような状況にしてはならないということで、真っ先に取り組もうというふうに考えたということでございます。ですから、危ないから心配であってということではなくて、健全性はある程度確認ができつつあると考えていますが、万が一、最悪のケースに備えてやっているということでございます。

Q：すみません、長くなって申し訳ないです、これで最後です。また別のことなんですけれども、今日、午前中の東京電力のレクで、250mSv に極めて近い 240mSv の外部と内部を合わせた被ばくの方がいらっしゃるという発表がありました。これに対する細野さんの受け止めと、それに併せて、昨日の小佐古参与の会見ですと、被ばく限度を再引き上げの議論が始まっているというふうにおっしゃっています。これに対する事実確認。これに対して、モグラたたきの、場当たりの政策決定ではないかというふうに小佐古参与はおっし

やっているんですけれども、そのことに対する受け止め、以上 3 点駆け足ですが、よろしくお願いします。

A：（細野補佐官）まず、250mSv に近い方が見つかったということについては、大変高い線量でございますので、非常に深刻に受け止めなければならないと思っています。ただ、その方自身は、足が水につかってしまったという方だと承知しておりますので、通常の作業をやっている作業員がそういう線量になっているという状況とは少し違うんだろーと思っています。ですから、これから放射線の管理はより厳格にしていかなければなりませんし、何人かの限られた人たちに集中的にそれこそ放射能の量が上がっていくという状況は好ましくありませんので、東京電力と相談しておりますのは、できるだけ人数を確保して、低い線量で継続をして作業できる環境を整えるべくやっておりますので、今回のことはそういうことを進めるきっかけにできればいいのではないかと考えております。250 mSv になった経緯ですが、この事故が発生した直後に 100mSv から 250mSv に上げたというのは恐らく皆さん御存じのとおりです。そのときも様々な議論があったわけですが、非常に保守的な基準として 100 mSv できたのを、こういう様々な自体がこれから起こり得るだろうという状況を想定して、かなり厳しい判断として 250 mSv にしたという経緯でございます。よろしいですか。

Q：ごめんなさい。聞きたかったのはそのことではなくて、今、また再引き上げの議論が始まっているというふうに小佐古参与は昨日の会見でおっしゃっていたんですが、250 mSv から更に引き上げる議論というのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

A：（細野補佐官）そのお話をこれからしようと思っておりました。ですから、私が申し上げたかったことは、100 mSv から 250 mSv にこの事故があってから引上げていますので、少なくとも今の政府内の検討状況でいけば、250 mSv というのも相当平常時からすれば高い線量なわけです。それを引き上げるという対応をするよりは、むしろこの範囲内でできるだけ多くの方々に関わっていただくことで、250 mSv までいかなくてもしっかり問題を乗り越えられるような対応をしようということに議論は集約しております。したがって、今、政府内で 250 mSv を 500 mSv に上げるという検討が行われているという事実はないということでございます。

○司会

後ろの男性の方。

○フリーランス 木野

Q：フリーランスの木野です。細野さんは 20 分までですか。

A：（細野補佐官）はい、どうぞ。

Q：すみません。先ほど経産省の方から水棺作業に関して 67 条の報告書を出すようにというお話があったようですが、4 月 4 日の汚染水の放出に関して、これは東京電力の判断というよりは、基本的には経産大臣の方の主務省の判断で出されているものなので状況は違うと思うのですが、こういった形で 67 条を適用して、汚染水放出のときの経緯を出すような考え方というのは、本来、保安院の方に聞くべきことなんですが、政府としてはそういう考えがあるかどうかというのをお聞かせいただけますか。

A：（細野補佐官）すみません、御趣旨が。もう 1 度お願いできますか。

Q：67 条というのは要するにそのときに起こったことを報告書として速やかに出すようにというものだと思うんですが、4 月 4 日の汚染水放出のときに、経緯がかなり曖昧なものがたくさんあり、そのときの状況が分かっていないので、こうしたことを政府としてどのように考えて、例えば 67 条のような報告書というような形で出させることがあるのかどうかお伺いできますか。

A：（細野補佐官）今回の報告は、むしろどういう状況があるのかということを、これからだんだん水位も上がっていきますので、あらかじめしっかりと確認しておくという趣旨の報告を求めているものだと承知しております。昨日、海江田大臣と夜この議論もしたんですが、これは日本にとって初めての経験ですので、どういったことがあり得るのかということについて、可能性をしっかり探っていくべきだろうということでこういう報告がなされるべきだという判断を大臣自身がされたと承知しております。ですので、水を出したときの報告とはかなり質的に異なるものでございますので、これはあくまで様々な可能性を探る意味でやっているということで、まずいことが起こったのでそれについて報告を求めるといったものとは少し違うものと御理解いただければと思います。

Q：そういう意味では、水を出したときの経緯というのも日本で初めてのケー

スだと思うのですが、詳しく詳細が明らかになっていないのですが、これは細野さんの方から御説明いただくことというのは可能でしょうか。

A：（細野補佐官）私も水を出したときの経緯は、ずっと関わっておりましたので、ある程度承知しておりますが、この経緯については少し事実関係をまとめて報告させていただきたいと思います。中途半端な事実確認で報告すると皆さんに御迷惑をかけますので、改めてやらせていただくということによりよいでしょうか。

Q：分かりました。1つ確認ですが、事実関係をまとめなければいけないということは、現状では余り詳しいことというのが時系列できちんと整理がまだできていないという感じなんですか。

A：（細野補佐官）保安院の方である程度整理をしているということでございますので、保安院の方からまず説明をさせていただいて、必要があればそれを補足する形で私も御報告をしたいと思います。

Q：よろしくお願いします。

A：（細野補佐官）すみません、副議長から議会の方で御下命でございますので、少し席を外しまして、私の予定が終わったときに継続しているようであれば帰ってまいりますので、大変恐縮でございます。よろしくお願いします。

○司会

それでは、続きまして、奥の男性の方と2番目、前から3番目の方。

○朝日新聞 坪谷

Q：朝日新聞の坪谷と申します。防潮堤のことで何点かお尋ねしたいんですが、まず第1点目が、この防潮堤の対策については、現場からかなり早い段階で早く作ってくれというような要望があったと聞いているんですが、しかも工程表の作成から2週間以上経って、ようやくこういったものを作るという公表になっているようですが、これまでずっと対策を公表するのから遅れた理由について教えていただきたいのと。2点目が細かい話ですが、防潮堤を作る集中廃棄物処理施設から3号機のタービン建屋まで、この部分に作るのはなぜなのかということを知りたいというのが2点。1、2号機の方には作らずに3号機のタービン建屋から集中廃棄物処理施設のところまで作るのはなぜな

のかというのが第 2 点と、具体的に防潮堤の長さは全長がどのぐらいなるのかということ。先ほど高さについては言及がありましたけれども、幅はどのぐらいのものなのか、大きさはどの程度のものなのか、教えていただきたいと思います。

A：（東電）まず最初の方の御質問から答えさせていただきますけれども、御指摘のとおり、津波がいつ起こるか分かりませんという状況ですので、現場のサイドから最大のリスク、余震に伴う津波だということは本社のサイドも存じ上げておきまして、これまで検討していたというのが事実でございます。ただ、時間がかかった理由といたしましては、まず 1 つ目は、どういった津波を想定するかというところでいろいろ御意見等もございましたし、実際、今回、15m を超えるような津波に襲われたわけですから、実際、津波の想定はどうすべきかというようなところで少し時間がかかったということで、今回はまずはマグニチュード 8、9 の余震を想定するということで、気象庁さんですとか複数の専門家の方が御指摘されているような、今回の震源地から東側のところに余震があるということを想定としたというのが 1 点目でございます。2 点目は、現場の状況を確認いたしましたところ、やはり設置位置に瓦れき等の障害物が多かったということでございますので、ではどういった防波堤、防潮堤を作っていくかというところで少し時間が必要だったということでございます。当初、コンクリート製の防潮堤を作るですとか、土のうといったようなことも検討しましたがけれども、やはり瓦れきを処理するのに時間がかかるということで、瓦れきの上に置けるということも考慮いたしまして今回のような金網に石を作ったような、詰めたようなものを多数用意してそれを並べていくということが瓦れきの上にも乗りますし、あとは工程も短く済むというようなことで判断した次第です。土のうに比べて今回の金網によります石を詰めた方が単位体積当たりの重さが重いものですから、いわゆる津波に対する力としては強いだろうということを判断した次第です。場所でございますけれども、今回想定した余震からの津波は、この絵でいきますと右上の方向から津波が押し寄せてくるということを考えています。したがって、現在、ここに関しましては防波堤がございませんので、実際には 10m を超えてくるという場合がございますと、集中廃棄物処理建屋の方ですとか、4 号機のタービン建屋の方に水が遡上してくるということは考えられますので、この白い破線の部分で示されたようなところに今回防潮堤を作るということで考えています。ですから、理由といたしましては津波が押し寄せてくる方向を考慮したということでございます。逆に左上側につきましては、いわゆる既存の防波堤等がございますので、今回想定している津波の方向では

なかったということでございます。実際の白い点線の幅の長さ与实际に金網におきますこういったじゃかごを用意するかにつきましては確認させていただきます。スペックは後ほど回答させていただきたいと思います。

○読売新聞 今津

Q：読売新聞の今津です。4号機プールの下の支持壁のことでお伺いしたいんですが、まずこれは具体的には大きさ、数等なんですけれども、1箇所なのでしょうか、数箇所なのでしょうか。高さ、幅、厚さ等、ある程度決まっていれば教えてください。それとSsという言葉で表現されていますけれども、元々リアクタービルはどれぐらいの地震の大きさ、加速度に耐えられる設計になっていて、現在、簡易的な評価ではどの程度まで落ちている。この設置によってどこまで回復できるとお考えか、できればそのgalといった単位を使って御説明いただけないでしょうか。今、4号機のプールの中では1,500体を超える燃料集合体があると思います。水もあそこは3つプールがあるので燃料プールだけで結構ですが、大体1,400tほどと思いますが、そもそも燃料そのものが相当重いと思うので、トータルとしてプールの中はどれぐらいの重さがかかるのかを教えてください。

A：（東電）後半の部分は少しお答えにくい箇所がございますので後ほどの回答にさせていただきますけれども、まず、今回の使用済燃料プールへの支持構造物の補強のスペックでございますけれども、現在、鋼製の支柱に関しましては、大体20cm角の高さが8mのもので30本用意いたしまして、それを柱状というこの絵にかいてあるような形で使用済燃料プールの床とその下の床で支えるというような状態でございます。コンクリートの壁の方でございまして、幅が13m、同じく高さが8mで、厚さが場所によって異なりますけれども、薄いところで1m、厚いところで6mといった壁を現在検討中でございます。あと天井の部分に使用済燃料プールの床の部分と壁の部分のすき間を埋めるということでグラウトをその後注入するというようなスペックでございます。後半の部分の現在4号機のところの使用済燃料プールのSsによりまず加速度の揺れに対する許容値がどれぐらいなのかということですか、今回どれぐらい簡易評価のところを確認が済んでいるのかにつきましては、数値を確認させていただきたいので別途回答させていただければと思っています。同じく荷重をどういうふうに見ているのかも併せてお答えしたいと思います。

Q：30本と今おっしゃいましたけれども、30本並べて壁の数としてはどれぐら

いになりますか。

A：（東電）壁の数としては1枚。

Q：1枚に30本並ぶと。

A：（東電）はい。

Q：分かりました。

○読売新聞 森井

Q：読売新聞の森井と申します。防潮堤とトレンチの立坑のことでなんですけれども、防潮堤のスペックは先ほどこれからということをおっしゃいましたが、そこに作る遮水シートについてどういうものなのか、どういう状態で施すのかということも教えていただけますでしょうか。

A：（東電）遮水シートに関しましては、いわゆる水を通さないシートでございます、設置方法は挟む。要はじゃかごを置いたところに隣と隣の間挟んで置いていくというような形で設置してまいります。実際にどんな遮水シートを使うかにつきましては、まだ決まっておりませんので、今後スペックを決めて調達していきたいと考えています。

Q：次にトレンチの立坑のことでなんですけれども、前段階で想定として津波はマグニチュード8の余震が来て何mの津波が来ると想定されているのでしょうか。

A：（東電）津波の高さとしては10mには届かないというふうに考えています。このタービン建屋ですとか集中廃棄物処理建屋が建っているところは、海拔で10mありますので、単純に津波が来ただけではそこまで到達しないと思っていますけれども、津波の勢いで遡上してくるということを考えておりますので、そのところに今回の防潮堤を作って、遡上してきた水が建屋の方に入っていないということを狙っています。

Q：具体的に、何mという数値としては今のところはないのでしょうか。

A：（東電）確認させてください。

Q：トレンチの件なんです、今回の作業、先ほど最近になって検討があったと言うのですけれども、4月の頭の方に4号機はもう既にやっているという話が福島の方でも出ていたと思うんです。その辺りについて、これは違った目的で埋めたのか、同じ目的なのか、そこを教えてくださいませんか。

A：（東電）4月の始めに埋めましたのは、この絵で申しますと2号機と書いてあるところに少し折れ曲がった形で海の方に出ているところがございすけれども、そのラインを通じまして、高濃度の汚染水が海に放出したということがございすので、立坑と言いますよりもピットと言われるところが2箇所ございまして、そこをコンクリートで埋めております。それは今回、そういった高濃度の汚染水が放出されたということを防ぐためにピットの中にコンクリートを埋めたんですけれども、最終的にはその周辺に水ガラスを注入することによって取水工事は終わっています。

Q：この4号のところの黄色い場所ではないんですか。

A：（東電）はい。4号のところは元々4月の始めの段階でこういったところは埋めていこうというような計画がございましたので、埋める。まずは手近なところから。4号機はもちろん、タービン建屋の方から漏水もなかったものですから、先行して工事をしてみたというところでございます。

Q：では、埋めるということに関してはしばらく前から、4月の頭からは検討されていたということですか。

A：（東電）はい。2号機の漏水等もございましたので、こういった外部といわゆる環境等の接点のところについてはなるべくちゃんと遮断をしておいた方が今後の万一のことに備えてしかるべき対策をとっておいた方がいいだろうということでございます。

Q：それ以外、例えば1号機の方であるとか、10mの標高の方は当面は埋める予定はないということかどうかと、2号機を今、移送していますけれども、そちらへの影響はないということでしょうか。

A：（東電）はい。まだ10mのところの立坑をどうするかにつきましては検討中でございます。依然として立坑の中に水がございすので、こちらの方の処

理をやる必要があるのではないかと考えています。今回、2号機の方から集中廃棄物処理建屋の方に移送をやっておりますけれども、ピンク色のところを埋めることと、2号機の移送については影響がないものと考えています。

○毎日新聞 関東

Q：毎日新聞の関東といいます。3点ありまして、最初の2点は松本さんをお願いしたいと思います。1つは防潮堤の関係ですけれども、設置の場所なんですが、トレンチが南北に海側に走っていると思うんですが、この海側、建屋側の設置場所と、号機というのは何箇所設置するのかについて確認したいんです。

A：（東電）防潮堤の箇所数でございますか。

Q：設置の場所がトレンチを塞ぐんですか。

A：（東電）ピンク色のトレンチ、塞ぐところは、分かりにくいかもしれませんがけれども、海拔で申しますと4mの位置にございます。防潮堤そのものは海拔で10mの位置のへりのところに白い点線のラインに沿って並べていくということでございます。

Q：もう1度。

A：（東電）埋めるトレンチはピンク色で書かせていただいておりますけれども、この位置は津波の対応策についてという航空写真で申し上げますと、海拔で標高4mの位置にございまして、防潮堤と重なるわけではございません。防潮堤の方は、10mの高さのいわゆる高くなっているところをへりに並べるような形でこの白い点線のところに並べていきます。

Q：2つ目なんですけれども、4号機のプールの関係ですけれども、工事の概要のところで書いていますけれども、コンクリート壁とプール底部との間に充てんするグラウトとあるんですが、これは具体的にどういうものでどういった形なんでしょうか。

A：（東電）いわゆるセメントのようなものでございます。

Q：ありがとうございます。3点目は安全委員会をお願いしたいと思うんです。

学校の 20 mSv の関係なんです、改めてになるかもしれませんが、20 mSv という基準は計画的避難区域の基準の数値でもあったと思うんですけれども、その根拠は学校の基準とは別なんでしょうか。

A：（原安委）お尋ねは計画的避難区域の方の 20 mSv の根拠は何かということですね。こちらについては、ICRP のこういった緊急時の放射線防護の考え方の中では、事故などが起こっていて施設の外の放射線レベルが高くなっているというときには、一般公衆の受ける線量は 20mSv から高くても 100mSv に抑えるべきであるということが言われております。その 20～100 の中の 20 を取った。したがって、今後、事故後 1 年の間に積算線量が 20mSv を超える可能性がある地域については、計画的避難をお願いした方がいいという意見を政府の原子力災害対策本部にお出ししたものであります。

Q：基本的なことばかりなのですが、そうすると、子どもの場合の基準は事故継続時ではなくて収束時の基準の 1～20mSv の 20mSv という数値をとっているということだと思うんですが、これはどうして収束後の基準をとっているのでしょうか。

A：（原安委）これはやはり同じ ICRP の 2007 年勧告でそういった先ほどの 20～100 は、いわゆる緊急時、エマージェンシーと呼ばれているんですけれども、それに対しまして既に線源が存在しているような状況、現存被ばくと日本語では訳していますけれども、そういった状況、つまり、線量が平常時より高いような状況についての考え方も示されております。これは事故が収束した後の場合だけではなくて、例えばラドンとか何かで放射線量が高い、あるいは自然にある放射性物質によっても線量が高いようなところがあります。そういった場合にも当てはまる考え方なんです。今回、学校を普通にやろうとしているところは、言わば生活も普通に営まれているわけです。食物摂取制限とかかかったりしたりすることはありますけれども、そういうところでもありますので、緊急時の考え方を適用するのではなくて、放射線量が普段より高いという状況への ICRP で言われているその際の対応の仕方を取るべきだというのが原子力安全委員会の考え方です。

Q：長くなるのであと 2 点ぐらいにしたいと思うんですけれども、続けてです。とすると、今回、年間 20mSv を超える 3.8μ となった伊達市の学校がありますがけれども、この伊達市というのは計画的避難区域に僅かにかからないというか、その対象にならなかったわけなんですけれども、計画的避難区域になるか、

ならないかというのは僅かな差だと思うんですけども、その上で子どもに対して同じ 20mSv という基準で抑えているというか、その値にしているというのは、子どもへの配慮としては、値としてはすごく小さい値のように思うんですけども、いかがでしょうか。

A：（原安委）原子力安全委員会としては、学校に通うお子さんが年間 20mSv まで浴びていいとは一切思っておりません。これはできるだけ少なくすべきであります。合理的達成可能な限りできるだけ低くすべきであります。原子力災害対策本部からいただいた暫定的基準の案においても、1～20mSv を、このバンドで基準を考えるという考え方がまず示され、かつ、できるだけ線量を低くする努力をするということが言われているわけです。更に我々としては、それをちゃんと見るためにモニタリングをするということを求めたわけがあります。したがって、我々は 20mSv 上限までいっぱい浴びていいとは一切思っていないのであって、どれだけ低くできる努力をちゃんと合理的達成可能な限り行われているか。そこを今後よく見ていくという考え方で、本部から示されたものについては、こういったモニタリングをちゃんとやる、またそれを安全委員会にもちゃんと報告してもらうという条件を付して、差し支えないと返事をしたものであります。

Q：最後にしますけれども、今回のモニタリングを踏まえて 2 つの小学校で基準を超える、 3.8μ を超える学校が 2 つあるわけですが、この学校に対して、あるいは伊達市に対しては、今、言ったような努力をするとか、モニタリングを継続するという以上の指示というかアドバイスはないのでしょうか。

A：（文科省）この $3.8\mu\text{Sv/h}$ を超えている学校については、いわゆる屋外の時間制限などを課しております。具体的には 1 時間以内にするというような制限を課しているわけでございます。

○司会

次に前の方。

○東京新聞 樋口

Q：東京新聞の樋口と申します。原子力圧力の 1 号機のお聞きしたいんですけども、131kPa ということで今日の 11 時現在で、昨日から上がった要因というかメカニズムというか、その辺を教えてくださいんですけども。

A：（東電）原子炉への注水量を 10m³ から 6m³ に減少した結果、いわゆる蒸気と
いいますか、冷える速度が遅くなった結果、蒸気の発生量としてこれだけ冷
える量に比べて余分に出てきた結果、圧力が上がってきたものと考えてい
ます。

Q：10 から 6 に変えたことでこれだけ減ったということでもいいんですか。

A：（東電）減ったというか、圧力が上がったということです。

Q：分かりました。

○司会
どうぞ。

○NHK 本間

Q：NHK の本間です。1 号機の水棺の件なんですけれども、東京電力の松本さん
にお聞きしたいんですが、いつ頃評価がまとまりそうかという点と、強い揺
れとか爆発等によって原子炉の強度というのは相当弱っているのかなと思
うんですけれども、どのように評価をしていくのか具体的にお聞きしたいん
です。その評価について、保安院はどのようにチェックしていくかというの
も併せてお聞きしたいんです。

A：（東電）まず御質問の 1 号機の現在、昨日まで実施した注水量を変化させ
てきたことによりまず評価につきましては、少し時間がかかると認識してお
りまして、もう少しお時間をいただければと考えています。ここ 1～2 日で皆
さんの方にお知らせできるかどうかについては、はっきりした時期については
未定でございます。あと評価の方法につきましては、まず地震力に関しまし
ては Ss を目安に構造健全性を確認していくということと、もう 1 つは、建屋
あるいは格納容器等の損傷の具合については、はっきりしたことがまだ現時
点では分かりませんので、ある程度予測として劣化を見込んだ形で評価を進
めるといいう形になろうかと思っています。そういったことを今回評価書にま
とめて保安院さんの方に報告するということになります。

A：（保安院）原子力安全・保安院では、今、松本さんが言われたような内容で
東京電力の方の考え方が示されたところで、我々としてこちらの方で考えて

いろいろな地震に対してどう評価するとか、構造強度についてどう評価するかといったこれまでの蓄積からする知見を持って、それに対して正しいかどうかを評価したいと思っております。

Q：それと何度もお聞きしているんですけども、2号機と3号機の窒素の注入が難しくなっているかと思うんですけども、今、必要性について改めて議論しているとか、今、どういう状況にあるのかというのを改めてお聞きしたいんです。

A：（東電）必要性については、燃料の冠水を目指す上で窒素封入は必要だろうと思っておりますので、必要性の議論については必要性そのものを議論している状態ではなくて、現時点ではどういうふうに窒素封入のラインを確保するかということが時間的に遅れている理由でございます。建屋周辺の瓦れきですとか、建屋の内部のどのラインを使っていくかというところに少し時間を要しているという段階でございます。

○司会

ほかにいらっしゃいますか。後ろで手を挙げている方と、そちらの女性の方。

○週刊ダイヤモンド 小島

Q：週刊ダイヤモンドの小島と申します。よろしくお願いします。大きく3点伺いたいんですが、まず工程表に関してなんです、出されておおよそ2週間ということで、分母がないので評価しづらいということも前におっしゃっていましたが、改めて2週間経った現状の認識を教えてください。松本代理と西山審議官にも是非伺いたいと思います。もう1点、工程表に関連してなんです、専門家の方にお話を伺うと、いずれの方も評価できないという見解をいただきます。恐らく具体的なデータがないとか、根拠がないとか、いろいろ伺うんですが、専門家の方が評価できるように、柏崎の事故が起きたときは1週間ぐらいまでで、かなり詳細なデータが出たと伺います。それレベルのものを出せないのか、改めて教えてください。もう1点が、作業員の方のモチベーションをどう上げていらっしゃるのか。どういう対策を打っているのかということも教えてください。給与カットになって、現場がもし同じようになるのであれば、何もモチベーションが上がるものがない。こういうことに対しては、例えば特別手当とか、そういったものを支給されていらっしゃるのでしょうか。その辺りを教えてください。

A：（東電）今回、事態収束への道筋の進捗状況につきましては、前に御説明させていただいたように、分母のところははっきりしないものですから、なかなか何%進みましたという御紹介ができないということについては、こちらの方も十分認識しています。ただ、先日来お知らせさせていただいたように、水処理システムの設計ですとか、今回の4号機の使用済燃料プールの補強ですとか、こういった形で個々のテーマにつきましては、こういった形で紹介させていただきながら、実際の進捗状況をお示しさせていただきたいと考えています。それから、やはり柏崎の中越沖地震のときは、これほどまでに事態といいますか、被害がひどくなったということもございまして、いわゆる地震力、あるいは地震の加速度ですとか、プラントのパラメータ等については、1～2週間程度で皆さまの方に公表させていただいておりますけれども、やはり今回はプラントそのものの被害が大きいことと、こういったデータの収集そのものがまだ、事態の収束の方に力を入れている関係で、3月11日からこういった事態が発生したのかということまで具体的なデータへの振り返りということまでできていないというのが現実でございまして、そういった意味では、中越沖地震のときの対応より少し時間がかかっている状況でございまして、それから、モチベーションということでございまして、現時点で、私どもの方で特別何か手当を支給しているということはございませんけれども、所員、それから協力企業の皆さまも、今回の事態の収束に向けて、一丸となって取り組んでくださっている段階でございまして。

A：（保安院）原子力安全・保安院から、現在の工程表の状況について思っていることを申し上げますと、まず工程表は非常に広範な分野にわたるわけですが、それらについて、例えば原子炉に水を満たすこと、冷却装置をそこに用意すること、2号機のたまり水を始めとして、それを移送し、かつ、水処理のシステムを、アレバ社とかキュリオン社という形で作っていくこと、遮へい関係の検討をすることなどという形で、今、非常に幅広く、今日の地震のことも含めまして、東京電力でいろいろな方面で対応していると見ております。我々もその状況は逐一報告を受け、現場でも確認し、かつ、統合本部での議論にも参加して聞いておるところです。現在まで、なかなかどの分野についても線量が高かったり、計器、例えば1号機の水を満たしていくことについては、はっきり水位が分からないとか、いろいろな困難があるわけですが、それに対して、現在それを克服して、少しでもいろいろなところで成果を、ここはでき上がったと言うように出したいと思っておるところです。東京電力もそうでしょうし、私どももそう思っておりますけれども、そういう段階の難しいところに差ししかかっているといえますか、もう少しで

何か、どこかが 1 つでき、またほかができたというようなところに行く手前の時期にあるという感じがいたしております。我々としては、今日の指示文書のように、それぞれ 1 番肝心なところで、特に作業を遅らせるようなことなく、安全性を確認しながら、うまくこの工程表が進むように見てまいりたいと思っております。

Q：ありがとうございます。それに関連して 1 点だけ、余りにも散漫になり過ぎて、一般の方も記者の方も状況がつかみにくい状況になっていると思うんですが、例えば冷やすことが 1 番大事だと思うので、そこだけでも何か分母が示せるような作業工程、例えば 1 週間なり 2 週間なり、そういうものを示して、こういうふうにやっていくんだという形でお示しいただくことはできないのでしょうか。

A：（東電）東京電力でございますが、どういったお示し方ができるのかというところと、御意見にございますように分かりやすさを目指して、少し検討させていただきます。

○読売新聞 本間

Q：読売新聞の本間と申します。安全委員会さんにお伺いしたいんですけれども、今日のモニタリングで、学校のモニタリングで、確かに 1 年で 20mSv、3.8 μ Sv/h 以下のところが、確かに増えてはいるんですが、まだまだ 2.0 μ Sv/h 以上のところが多く、専門家の間でも、昨日の小佐古参与の辞任のように、かなりいろいろな意見が分かれているところでもあるんですが、暫定的考え方を見直すつもりがあるのか、ないのかということと。昨日のそういう専門家の辞任というものを、どのように受け止めているかということをお教えください。

A：（原安委）すみません。暫定的考え方は、文科省を中心に作られましたので、それは文科省から答えていただきますが、2 点目は専門家の何とおっしゃいましたか、ちょっとよく聞こえなかったんですけれども。

Q：専門家の辞任をどのように受け止めてらっしゃるかということと、暫定的考え方を見直すかどうかは文科省の方にお伺いするとしても、安全委員会さんの方で助言を、内容を見直す、改める、もう 1 度検討するということがあるのかどうか教えてください。

A：（原安委）まず、安全委員会として助言を見直すつもりがあるのかどうかということですが、安全委員会としては、今回の助言で非常に重視していることは、モニタリングをちゃんとやってもらって、実際の被ばく線量がどれだけなのかを示してもらうことであります。これは外部被ばくだけではなくて内部被ばくも含めてですけれども、要は実際の線量がどれくらいか、それを見て、更に必要があれば指示することもあるでしょうし、そうしていきたいと思っています。また、今回作った暫定的考え方、これは正に暫定的と付いているのは、夏休みが終わるまでのものであります。また、その時点で新たな考え方が当然作られるでしょうから、その際には、やはりこの夏休み中、1学期中、あるいは夏休みの間のモニタリング結果をよく踏まえて、今度は作っていくことができるわけありますから、文科省を中心にそういった取組がなされることを期待しております。それから、小佐古先生につきましては、内閣官房の方で任命されたものでありますので、私ども内閣府の一部局としてコメントすることは差し控えたいと思います。

A：（文科省）お配りしました資料の 10 ページの 1 番下のところに書かせていただいているとおり、今、この暫定的考え方は、基本的には 4 月以降、夏季休業終了、おおむね 8 月下旬までの期間を対象とした暫定的なものと考えております。ただ、今後何か事態の変化があったときに、この暫定的考え方の内容や変更措置、追加とか、そういうことを行う可能性はあると思っています。これにつきましては、いずれにしても安全委員会の方から 2 週間に一遍モニタリングの状況を報告しろということでありまして、まず報告をして、また安全委員会からの御意見などを伺うとか、いろいろな局面の中でまた検討されていくことがあろうかと思っています。

Q：今ので、事態の変化というのは、どういうことがあったときに見直すということなんでしょうか。

A：（文科省）あらかじめ予想されたものはないわけですが、可能性としてはまた炉の方で新しい状況があれば、当然また見直すことはあり得るかもしれないと思います。ちょっと個人的な意見で恐縮ですが、

Q：基準の見直しですよ。新しい状況って何か環境の変化とか、それとか疫学的調査が出たらということなんでしょうか。よく分からないですけれども。

A：（文科省）まだここで具体的に想定しているものがあるかと言われれば、今、

時点でお答えするものは特にはございません。

○司会

そちらのめがねの男性の方。

○NHK 重田

Q：NHKの重田です。ちょっと確認したいことがあるんですけども、東京電力さんをお願いしたいんですが、今日、200～250mSvを超えた作業員の方が2人いたという発表があったんですが、今後150mSvを超えた人は1Fから出ていくという話もありましたが、こうした大量の被ばくをした人たちへの今後のフォローとか、生活とか、お仕事へのフォローは、どうお考えになっているのか改めて伺いしてもいいですか。

A：（東電）まだ現時点で、この250mSv近くまで被ばくした方に対する、いわゆる健康上の診断結果、診断等は確認しておりますけれども、今後のフォロー等につきましては、まだ検討中でございます。

Q：それは、東電の社員の方も同じようにということですか。

A：（東電）はい、そうです。

Q：分かりました。あともう1点伺いたいことがあるんですけども、先日保安院の方から中制のデータを取って来るようにという指示があったと思うんですけども、このめどなり何なりは立ったんでしょうか。

A：（東電）今の時点で取り出されているかどうかにつきましては、ちょっと確認させていただきます。

○レスポンス 中島

Q：レスポンスの中島です。安全委員会さんと文科省さんをお願いしたいんですが、今、安全委員会さんは内部被ばくも含めて報告をもらいたいといったわけですね。

A：（原安委）内部被ばくについては、始まる前はあるモデルを使った試算の考え方を聞いているわけですけども、やはり実際にどうだということが大事だと思いますので、例えば空気中の濃度などを測ってもらって、それをベー

スにちゃんとした試算をすることが必要ではないかと思っています。

Q：これは試算をしろということで、実際に児童から測れということではないわけですか。

A：（原安委）来週の安全委員会において、文科省から報告を受けて、そういったことも含めて委員には議論していただくことになると思います。

Q：文科省さんは、現在、内部被ばくについて、どのような手立てで一般の方への測定をしようと考えておられますか。

A：（文科省）この基準を作るときは、校庭などの、いわゆる土壌の分析をいたしました。そのときの核種から、これは専門家の方に計算いただいて、何回か前に御説明した、いわゆる吸い込み率とか、そういうことに基づいて計算したところ、平均的には外部被ばくの2%程度の影響しかないような土壌などの影響であったということなので、いわゆる内部被ばくということではなく、外部の線量の基準で学校の評価、仕分けはできるということで、この考え方は基本的にはできております。ただ、今お話があったようなことで、むしろ具体的なものを測る必要があるかどうかということであれば、またそういったことの対応はしていかなければならないことはあると思っております。

Q：そうすると、これは今後の検討ということですね。

A：（文科省）そうですね。今のところ空間線量率とかだけで測っておりましたが、必要に応じて測定するものを増やすことは考えていく必要があるかもしれないと思っております。

Q：参考にお伺いしたいんですが、今、東電さんの方で作業員の方が、よくよく測って見たら内部被ばくがたくさんあったとか、そういったような事例が出ておりますが、こういったことは一般の方には当てはまらないとお考えですか。

A：（文科省）今、学校が開いている地域は、いわゆる計画的避難区域の外でもありますし、当然避難区域とか避難準備区域の外でもありますので、東電で起こっているような内部被ばくを発生させるような状況が外部にあるとは今のところ考えておりません。ただ、先ほどちょっと御説明があったように、

甲状腺の被ばくの問題については、既に子どもの調査が行われて、それは比較的空間線量の高いといわれたところでも、調査の結果、それは何もなかったということでもありますので、そういった意味では更に現在学校を開いている地域で、そういうものがあるとは考えていないというのが現状かと思っております。

○司会

そちらの方、どうぞ。

○フリーランス 小嶋

Q：フリーランスの小嶋です。安全委員会さんにお聞きしたいんですけれども、事故当初は今より線量が高かったと思うんですけれども、事故当初から現在までの被ばく量も考慮して、この 20mSv ということを考えてらっしゃるのでしょうか。

A：（原安委）お尋ねは、計画的避難地域などについての。

Q：違います。校庭です。

A：（原安委）校庭については、これは文科省の方から提案がなされておりますので、文科省からお答えいただいた方がいいかと思います。

A：（文科省）この $3.8 \mu\text{Sv/h}$ という値につきましては、20mSv を 365 日、そして 24 時間、そして屋内と屋外にいるケース、いわゆる 0.6 というケースから計算した値ですので、今後同じ値が 1 年間続くとして決めたものでございます。ただ一方、その場合であっても、多分実際の過去の線量を考慮することがあるとして、計算したとしても、それは個々の場所による評価になってこようかと思っておりますけれども、その場合でもこの値は計算で、個々の学校については、そのような評価をしていくことができるのではないかと考えております。

Q：今の点なんですけれども、では過去から今までの線量に関しては、どこの場所を基準にして、合計で 3.8 で年間 20mSv で問題ないとお考えなんですか。

A：（文科省）これにつきましては、 $3.8 \mu\text{Sv/h}$ というのはあくまでもこれから

1年間続くというところで決めているものでございますが、したがって、過去の線量も含めて、その場所ごとによって違いますので、その上で、ただもう既に 20mSv を超えているとか、そういうことが今の場所であるとは思っていませんので、あくまでも暫定基準というのは、今回、夏までの基準ということで考えておるということでございます。

Q : 3.8 は、今はその基準が続けばいいと思うんですけれども、それより前だともっと高い時期があったと思うんですけれども、それについては全く考慮していないということですか。

A : (文科省) その値を足して、そのある時期から 1 年間ということは評価し得ると思っております。ただ、今回の基準は学校を開くかどうか、今時点の基準ということなので、同じ $3.8 \mu\text{Sv/h}$ がずっと 1 年間続いて 20mSv に達するかどうかということの、瞬間的な基準として考えたものでございます。ただ、個々の場所については、例えば今年の 3 月 11 日以降の 1 年間で、それでは今後どういうふうな、例えば来年の 3 月 11 日までにどういう数字に積算量になるかというのは、個々の場所によって計算し得ると思っております。

Q : 校内の値に関しては、コンクリート敷地というものでよろしいでしょうか。

A : (文科省) いや、違います。コンクリートというのはあくまでも外の敷地で測ったものでございます。今回はお配りしておりませんが、1 番最初に文部科学省の方で測ったときには、いわゆる校庭、外のコンクリートの敷地、それから建屋の中も 3 箇所の教室の中心部分と窓際ということで測っております。したがって、校内というのは教室の中のデータということでお考えいただければと思います。

Q : 教室のデータはレベル的にはどの程度だったのでしょうか。

A : (文科省) 例えば 4 月 19 日に発表させていただいた 1 番上の学校の例で言いますと、例示で恐縮なんですけれども、校舎外の高さ 1m なら $2.7 \mu\text{Sv/h}$ 、高さ 50cm なら $2.9 \mu\text{Sv/h}$ 。コンクリートの敷地ですと 1m で $1.4 \mu\text{Sv/h}$ 、50cm で $1.5 \mu\text{Sv/h}$ 。校舎内の平均値は 1m で $0.3 \mu\text{Sv/h}$ 、50cm で $0.2 \mu\text{Sv/h}$ 。体育館は 1m で $0.3 \mu\text{Sv/h}$ 、50cm で $0.3 \mu\text{Sv/h}$ 。校舎内の窓際平均ですと 1m で $0.4 \mu\text{Sv/h}$ 、50cm で $0.2 \mu\text{Sv/h}$ 。教室の中心ですと $0.1 \mu\text{Sv/h}$ 、50cm でも $0.1 \mu\text{Sv/h}$ 。1 番上の代表例で言うところのような傾向でした。

Q：では、校舎内はおおむね低いということですね。

A：（文科省）そうでございます。

Q：安全委員会さんにお聞きしたいんですけれども、先ほどお聞きした事故当初から現在までのちょっと高かった時期がある部分に関しての考慮は、校庭の評価に関しても考慮しないでもよろしいのでしょうか。

A：（原安委）それはモニタリングと関係してくると思うんですけれども、要は実際の受けた放射線の量がどれだけなのかということが大事でありまして、それを出す際に文科省の方でその部分も含めてやられるということであれば、そういうものとして受け止めて評価させていただきたいと思います。

Q：ちょっと意味が分からなかったんですけれども。

A：（原安委）この $3.8 \mu\text{Sv/h}$ というのは、それを超えていれば校庭などの使用を 1 時間に制限するとか、一種の線量を下げするための制限を加える目安として使っているわけです。3.8 未満であれば普通に学校運営をしてもらうということなわけです。一方、そういうことで始めるわけなんですけれども、実際に大事なのはお子さんたちが受けている放射線の量がどれだけかということで、したがってモニタリングもやってもらうし、そのモニタリングの関係では、できるだけ子どもさんと同じような動きをする教員あるいは職員の方には積算線量を付けてもらって、そういったところからも被ばく線量の評価をちゃんとやることを求めているわけでありまして、そういうものをやりながら、更にこの考え方を出すまでの間の部分をどうするのか。そこも文科省からお考えを示していただいて、そうした上で評価された被ばく線量がどうなのかということについて、安全委員会としてちゃんと検討していきたいと思っています。

Q：その 3.8 というのは 1 年間で 20mSv というところから来ていると思うんですけれども、例えば今から 1 年間だったら、それで計算は合うと思うんですが、事故当初のところを考慮しないと 1 年間 20mSv 以内におさまるかどうか判断できないと思うんですけれども、そこについてお願いします。

A：（原安委）単純に計算すると $3.8 \mu\text{Sv}$ のところに 16 時間は木造家屋に、8 時

間外にいと 20mSv になるわけですが、8 時間外にいとというのが学校にいとという仮定なんです、実際はそうではなくて、8 時間丸々外にいとわけではないわけ、しかも先ほど説明があったように学校の中では線量率が低いわけです。そういうことから考えると、今の線量の状態が続いたにしても、 $3.8\mu\text{Sv}$ のところでは実際に受ける線量は 20mSv はいかないと考えられるわけです。繰り返しになりますが、実際の被ばく線量がどれだけかということが非常に重要になってきますので、それは単に見積りだけではなくて、そうやって教員に付けてもらった線量計の値といったようなものも、十分重視して評価していきたいと思います。

Q：最後ちょっと確認で、その部分で、では文科省の方で構わないんですけれども、事故当初から現在までの部分に関してどういう考えなのかを、次回までに報告していただけると助かります。

A：（文科省）基本的には積算線量のマップを前回発表させていただいているので、その中に来年 3 月 11 日までという数字もありましたが、4 月 21 日までという数字もお示ししているので、その場所の下にそういうことが示せば、今のお答えに代わるものになるのではないかと考えております。

○朝日新聞 小堀

Q：朝日新聞の小堀です。松本さんにお伺いしたいんですが、先ほど事故発生当初のデータ収集よりも、今は事故の収束に力を入れているのでということをおっしゃって、それは分かるんですけれども、事故発生当初に何が起きていたかというデータは、事故収束に向けても大事だと思うんですが、それと保安院も先日、事故発生直後からのパラメータの報告を求めていますので、もう少し詳しく教えていただきたいんですが、そもそも物理的にデータが残っていないからとれないのか、それとも、残っていてとっているんだけれども、解析が終わっていないだけなのか、それとも、取ることも事故対応を優先されているのか、詳しくもう少し教えていただけますでしょうか。

A：（東電）現時点で、どこまでのデータが中央制御室の方から取り出されているかにつきましては別途確認中でございますけれども、そのいきさつにつきましては御質問の中にございましたとおり、最初の段階は当然、事故の収束に向けての取組を優先しておりましたので、事故の分析はその後というふうに考えておりました。実際に現場の方も中央制御室の中の雰囲気線量が高いということもございましたし、放射性物質が中央制御室の中にあるというこ

ともございましたので、いわゆる記録類を持ち出せないということもございましたので、少し時間が必要だったというか、容易に持ち出せない状態であったということでございます。しかしながら、今後の事故の過程を詳細に調べていく中では、こういった発災時のデータが非常に重要でございますので、今、取り出せるような準備をしている段階でございます。今どこまで取り出されているかについては、もう 1 度確認させてください。事故の収束と、どれくらいこのデータが必要かということにつきましては、現時点では水を注水している、あるいはタービンのたまり水の処理を優先してやっておりますけれども、現時点ではそのデータがないと、こういったたまり水の処理ですとか、原子炉の注水が何かできないというわけではございませんで、現時点で外側から分かっているパラメータを利用しながら、こういった燃料の冠水作業ですとか、たまり水の処理というものは可能だと思っております。ただ、御指摘のとおりこれが全く必要ないと申し上げているわけではなくて、速やかに保安院さんからの指示もございましたとおり、取り出して解析を進めて公表させていただきたいと思っております。

Q：4号機の地震計のデータなんですけれども、4号機は今、建物が壊れて支持構造物も入れようとしているんですが、当初、揺れの加速度がどれくらいあったかというのは、この工事をするにしても大事だと思うんですけれども、そこは急いでやられるとか、そういうことはないんでしょうか。

A：（東電）地震計のデータにつきましては、4月始めに公表させていただいた以降、新たな時刻歴解析がとれるのかどうかにつきましては今、検証いたしますか、データを分析している最中でございまして、まだ公表できる段階には至っておりません。ただ、今回の補強工事に当たっては、実際に受けた地震動といいますよりも、現在そもそも設計で想定していた S_s に対して大丈夫なのかというところを、ある程度損傷の度合いを仮定いたしまして見積もったというような状況でございます。先ほどこれに関連した質問がございましたけれども、今回の評価といたしましては S_s の波といたしまして、この使用済燃料プールに対しましては 447Gal という加速度で大丈夫かという確認をいたしております。荷重といたしましては水が 1,170t、燃料で 500t、両方合わせまして 1,670t がこのプール内にあるということで、447Gal で大丈夫かということを簡易評価いたしました結果、ほぼ大丈夫だろうというところになっております。したがって、今の段階では補強しなくても、簡易評価ではございますけれども、よりこういった鋼製の支柱とコンクリートの壁を作ることによりまして、安全裕度を更に上げていきたいと考えています。

○TBS 渡辺

Q：TBS の渡辺です。文科省さんにお聞きします。今日発表されました学校の放射線量率で、7つの学校が $3.8\mu\text{Sv}$ 、これは2回連続で下回ったことになると思うんですが、校庭など屋外での活動制限が解除されたとしてよろしいのでしょうか。

A：（文科省）基準上は解除されるレベルになったということで、実際には各学校なり教育委員会で判断されると承知しています。

Q：まだ解除したわけではないということですか。

A：（文科省）確認しておりません。ちょっと今日は休みですので、学校に来られる日から、それぞれ判断されるのではないかと思います。

Q：いずれ解除される条件が整ったということだと思うんですけれども、伊達市の2つの小学校のみが、今のところ解除条件に入っていないということでしょうか。

A：（文科省）それで結構です。

Q：安全委員会にお聞きしたいんですが、 $3.8\mu\text{Sv}$ を2校以外で下回ったということに関して、評価をお願いしたい。

A：（原安委）それはあらかじめ示された暫定的考え方でも、書いてあったやり方に従って判断されているものであるということでもあります。繰り返しになりますけれども、こういったことのみならず、モニタリングのデータから児童生徒の被ばく線量がどれぐらいなのかということ、きちんと原子力安全委員会としては見ていきたいと考えております。

○日経新聞 川口

Q：日経新聞の川口といいます。東電の松本さんにお聞きしたいんですが、今日は被ばく線量の内部被ばくを公表をしたと思うんですが、これはいつ測定して、誰が測定したのか、それが1点目。この被ばく量を測定者からどのような順番で報告に来たのか。本店が知ったのがいつなのかというのが2点目。3点目は、なぜ今日、情報開示をしたのか。この3つをお聞きしたいのですが。

A：（東電）3月末までに外部被ばくで100mSvを超えた方21名を対象に、内部被ばくの評価を優先的に実施しておりまして、この最大の被ばくをされた方がいつの時点でいわゆるホールボディカウンタを受けたかということにつきましては、確認させてください。この評価につきましては日本原子力研究開発機構（JAEA）、放医研に協力をお願いいたしまして、内部被ばくの評価を行っております。私どもといたしましては、本日4月29日に内部被ばくの線量の評価が終わったということで、本日公表させていただいたということでございます。

Q：順番はどういう順番なんですか。

A：（東電）今のところ100mSvを超えた21名の方を対象に行っておったということでございまして、少し21名の方がどういう順番で評価を行っていたかにつきましては、ちょっと確認をさせてください。

○NHK 春野

Q：NHKの春野と申します。東京電力の松本さんと保安院の西山さんに、それぞれ端的にお答えいただければと思います。先ほどの工程表の関連です。第1ステップの3ヶ月に向けて、ここまでの2週間の作業はおおむね予定どおり進んでいるのか、それとも遅れぎみなのか、全体的な進捗状況を示していただければと思います。

A：（東電）私の感想ということになってしまうかもしれませんが、この2週間の活動状況につきましては、原子炉建屋の内部の状況が少しずつ確認できつつあるということと、タービンのたまり水に関しましても移送が開始できたということ、水処理システムの設計概要がかたまりまして、6月中の稼働のスケジュールが見えてきたことを考えますと、どちらかと申しますと工程表の進捗といたしましては、順調に進んでいるのではないかと考えておりますけれども、まだ予断を持たずに慎重に進めていきたいとは考えております。

A：（保安院）保安院としても、それぞれ幾つか直面する困難があることはありますけれども、まず今のところ決定的にこれがあるので大幅に工程表を見直さなければいけないということは、まだそういう状況にはなっていないと思います。おおむね工程表の範囲内で動いていると思います。

Q：西山さんに追加で質問ですが、今お話にあった直面する困難というのは何か具体的に今、言えることはありますでしょうか。

A：（保安院）1 つは線量が多いということがあって、それをどう克服するかというのが非常に重要だろうと思いますので、それがうまくいくといいと思いますし、余震がある中で今の4号機のプールを支えたりとか、1号機の耐震性をチェックしたりとか、そういうことも並行してやっているという辺りで、そういうところでもって何か障害が出てこないようになるといいと思っています。

○中日新聞 安福

Q：中日新聞の安福と申します。松本さんに2点お伺いしたいんですが、1つ目はトレンチの立坑を封鎖するという事で、確認なんですけれども、トレンチ内の水は抜くというのが1つ前提にあって、絵を見る限り全部を封鎖するわけではないようなんですが、これは空いているところを使ってトレンチ内の水を抜くということでしょうか。

A：（東電）トレンチの中のピンクのところを抜くということではございませんで、上からがっちりと蓋をするということと、石とコンクリートを埋めまして、内部の方から流出してこないようにするという事でございます。この立坑の部分については水が含んだ状態で埋めますし、蓋もしてしまいますので、水が出てこないようになるという状態でございます。

Q：そうすると、立坑の中に当然今、入っている水というのは、どこかで抜くということになりますか。

A：（東電）まだ埋めた後どうするかというところにつきましては、まだ検討中という段階でございます。

Q：そうすると抜かない可能性もある。埋めたまま置いておくという可能性もあるんですね。

A：（東電）いずれにしても濃度が高い水でございますので、最終的には埋めたところの水の処理というのはあるかと思いますが、現時点で埋めた後、何かするという予定がないということでございます。

Q：抜いて処理するということですか。

A：（東電）ずっとそのまま置いておくということではないということでございます。

Q：全部の立坑を埋めるというわけではないので、別のところからということになりますか。

A：（東電）そうです。

Q：もう1点なんですけれども、今日発表された最高で線量が240mSvまでいった方のことなんですけど、内部被ばくの方も考慮されてこの線量になっているということなんですけど、放射線物質の崩壊による線量の減少というのは、ある程度考慮されて出されている数値と考えていいですか。

A：（東電）この内部被ばくにつきましては体内に取り込んだ放射性物質が50年間、いわゆる半減期を伴いながら放射線を出していくことを評価した上でこの内部被ばくの線量でございます。

Q：そうすると、そこを踏まえていなくて、240ではなくて250をオーバーしていたとか、そういうことはあり得ないということでもいいですか。

A：（東電）最終的には50年間の評価でございますので、後から見ても、後から超えていましたということはないと思っています。それから、先ほど日経新聞さんのお話がございましたけれども、最初にこの21名の中で、やはりこの方は水に浸かって放医研さんの方に診断を求めた方でございますが、そういった方を優先的に調べておりまして、この21人の中の最初の人間、人物でございます。したがって、最初の内部被ばくとして全体の被ばく量が確定したという人でございます。

○毎日新聞 日野

Q：毎日新聞の日野です。基本的な確認からですみませんが、トレンチを塞ぐのは今回は4箇所、4本ということでもいいのかどうか1点目。4号機のプールの工事なんですけど、これは何階で行うのかということと、これまで人が入っているのかどうか。それで線量はどういう状況なのかというのが2点目。これはいずれも東電さんの方にお願ひします。4号機のプールの中に入ってい

る本数も、先ほどどこかから質問が出ていましたが、それをお願いします。

A：（東電）まずトレンチでございますけれども、お示した立坑配置図、閉塞計画ということでピンクの箇所 4 箇所に関しまして今、埋める予定でございます。それから、4 号機の原子炉建屋でございますけれども、この使用済燃料プールの床の部分につきましては、レイアウト上、床の部分が 3 階となります。原子炉建屋の 3 階の部分になります。

Q：3 階に作るということでいいのでしょうか。

A：（東電）そうですね。3 階に作るということで構いません。プールの中に入っている量でございますけれども、先ほどは重さということで水が 1,170t、燃料で 500t と申し上げましたが、プール内の燃料といたしましては全部で 1,535 体ございます。使用中若しくは使用済みの燃料が 1,331 体、新燃料が 204 体という内訳でございます。

Q：中に入ることはできているのでしょうか。

A：（東電）まだこの場所までには 4 号機の原子炉建屋には行けていません。

Q：それはいつ頃入るのでしょうか。

A：（東電）準備工事を始めますので、間もなく入っていくと思いますけれども、まだ実際にいつから入るというところまでは決まっておりません。

Q：保安院さん、東電さんに併せてお伺いしたいんですが、1 号機の水棺に関する指示文書のことなんですけれども（2）のところが、水位上昇により原子炉格納容器内の圧力が高まることによる影響となっているんですが、これは高くなること前提で考えているということでもいいのかどうか。それから、先日までに注水量を下げた理由については、逆にこれは容器内の圧力が下がったことによるものだと思うんですが、事前に想定していたものなのかどうか。想定していたとすれば、なぜこういう指示文書になるのか説明をお願いします。

A：（保安院）これは今、起こった現象は確かに 10m³ に上げたときには圧力が下がって、負圧にならないように 6m³ に戻したということがあります。ここに書

いてあるのは、これがもうちょっと進んで水位が上昇していったときに、果たして圧力がどうなるかということについてはっきり見通しを示していただきたいということで、圧力が上昇しないかもしれないということは確かにありますけれども、別途水がいっぱいになるわけですから、その分、圧力が増すという可能性もあると思うので、そこについての見通しをはっきり示していただいて、それでこの 2 番目のところで、その場合、圧力を下げる措置が必要になるかどうか、これはベントをするということの可能性ですけれども、そういうことについての検討をしていただきたいということです。

Q：下がるというのは、想定をしていなかったのですか。

A：（保安院）その事前の判断は私もはっきりしませんけれども、大分温度が冷えてきているので下がるということはあるんだと思います。ただ、事前に今まで起こってきたことは、これまで水の量を増やすと圧力が高くて入りにくくなるということが結構ありましたから、なかなか今どちらに振れるか分かりにくいところがあるということです。

Q：予想外のことだったんですか。

A：（保安院）ちょっと私自身は今、それははっきり分かりません。

Q：保安院としては、この指示文書を素直に読む限りは、高くなるというふう
に判断して出したということでもいいんですね。

A：（保安院）そうです。これは今日やったことですから、今日の時点でそう
思ってやったということです。

A：（東電）格納容器の水位を上昇させますと、やはり気相部分が少なくなりま
すので圧力が上がることは予想されるということで、保安院さんの方から指
示文書が出たと理解しております。特に圧力が上がることによって、いわゆ
る格納容器のリーク、気密性の弱いところから漏れるのではないかといい
ことで、こういった指示書になっているのではないかと思います。一方、先般
先ほど 10m³ に上げたときに、実際には温度が下がって圧力が低下傾向にござ
いまして、少しこういったところを踏まえて保安院さんの指示文書に御
回答させていただきたいと思っています。

Q：圧力低下を想定していたのですか。

A：（東電）冷えるということであれば圧力は低下するだろうと思っていましたし、水位が顕著に上がってくることがはっきりすれば、圧力が上がるということはあろうかと思っていましたけれども、今回のケースですと下がる方が顕著に出たということだと理解しています。

Q：予想外だったんですか。

A：（東電）予想外だったというか、どちらもあり得るとは思っていましたけれども、結果としては下がる方にパラメータとしては動いたということだと思っています。

○フリーランス 木野

Q：フリーランスの木野です。今の関連で1点だけ。圧力が下がるというのは、想像以上に水が入っていなかったということでしょうか。気相部分が多ければ確かに下がることもあるかなと思うんですが、気相部分が少なければそれほど圧は下がらないと思うんですけれども。

A：（東電）圧力が下がるというのは、少なくとも残留熱の発生量が我々が予定していたよりも少ないのではないかと考えています。水量を増やした結果、どちらかと冷えがよくなりまして、冷えがよくなった結果、発生する蒸気量も減るということで、圧力、それから温度が低下したのではないかと考えています。

Q：温度の関係だけで、中の気相部分と液相部分の容積に関しては関係ないということでしょうか。

A：（東電）関係ないというよりも、現時点では気相、液相の水位がはっきりしないことから、気相部分の体積の影響というのはどちらに振れているかというのは、はっきりしないということでございます。

Q：要するに入れる前の段階で、N2 パージを始めた初期の圧力の上がり方で、赤道部分の真ん中ぐらいという予想をされていたのであれば、温度がこのぐらい下がれば蒸気がこれだけ減って、これだけ圧が下がるだろうという想像がつくと思うのですが。

A：（東電）現時点でのパラメータ等の確認からは、圧力の上がり方から単純に見れば赤道付近だったろうとは思っていましたが、現在 10m³/h で入れた段階で核種のパラメータの動きから見ると、依然として水位がどこにあるかというところについては、まだ評価が必要というところでございます。したがって、全てが確実に物理現象を説明できているという状態ではないということでございます。

Q：分かりました。あと、これは朝の質問で回答をいただいていない部分なんですけど、まず2号機のポンプを当初1台から2台、3台へと増やしていく予定だというお話だったんですけども、現状取りあえず1台で続けるということで、これはスケジュールへの影響はどうなりますでしょうか。ホールボディカウンタ、これは2Fで使えるようになったということですが、使えるようになった理由はバックグラウンドの線量が下がったのか、あるいは朝ちょっと説明がありましたけれども、ソフトを少しいじるというお話がありましたけど、実際どういう理由だったのかお願いできますでしょうか。文科省さんの方、これもおとといの質問でお伺いしていたんですけど、現状 ICRP の 2007 の勧告を受け入れるに当たって、先ほど審議会の中間報告が出たというお話がありましたけれども、中間報告の段階で中身の一部だけを抜き出して今回適用させたことに関して、審議会の委員の方はどういう認識でいるのかというのを確認いただければというお願いをしていたんですけど、御回答いただけますでしょうか。

A：（東電）まず東京電力の方から回答させていただきますが、2号機の立坑からの水の移送につきましては、本日ポンプ1台で移送を再開しています。当初 2,500m³ほど移送した後は2台にするという予定でございましたけれども、現時点では1台で継続する予定です。3号機の建屋の水位が上がっているということもございまして、全体のバランスの水を見ながら排水量あるいは移送量を、どの号機からどういうふうに移送していくかというところを考えたいと思っています。したがって、当初2号機の移送は26日間必要と考えておりましたけれども、1台での移送でございしますので、若干遅くなることは可能性としてはあるかと思えます。福島第二のホールボディカウンタでございしますが、御指摘のとおりバックグラウンドが高くて使用不能ではございましたが、バックグラウンドが下がった結果、使用可能となっております。先ほどの質問でプールの構造材をどこに入れるかというところでございますが、ちょっと間違いがございまして、原子炉建屋の2階でございます。

A：（文科省）文部科学省でございますが、放射線審議会は法律で言いますと放射線障害防止の技術的基準に関する法律というものに基づいて、放射線障害の防止に関する基準を法令に定めるに際して諮問を受けた場合に、技術的な斉一を図る観点から審議を行い、その妥当性について答申を行う機関として位置付けられております。今般の校舎とか校庭等の利用判断における暫定的な目安は、法的位置付けを備えるものでないため、放射線審議会に諮問する必要はないと位置付けるものでございます。現在、放射線審議会が ICRP2007 年勧告取入れに関して正に検討を行っているわけですが、その意味は今後どう勧告を取り入れた技術的基準が諮問されたときに備えて、自主的な検討を進めているものであります。放射線審議会は自ら我が国で用いるべき基準について決定したり、勧告を行う機関でないことから、現在行っている検討が政府の技術的基準の内容や、諮問の時期に直接影響を与えることはないということで、今般、文部科学省がこの 20mSv を目安にこれを採用したからといって、放射線審議会で検討いただいている検討の進め方に、影響を与えるものではないという位置付けにあるということです。

Q：審議会の位置付けではなくて、審議会の委員の方々がどう認識されているかということなのですが。

A：（文科省）今回は原子力安全委員会の助言を得て決めたもので、特に放射線審議会の方に意見を特に聞いていません。

Q：確認はされていないということでよろしいですか。

A：（文科省）はい、結構です。

Q：分かりました。松本さん、もう 1 個、朝、回答いただけなかった 5 号機タービン建屋の午後の水位はどうなっていますか。

A：（東電）数値そのものはちょっと確認させてください。

Q：先ほどの 2 号の移送なんですけど、1 台で様子を見るということですけども、当初は 26 日の予定が多分 1 台になると単純計算 3 倍で、実際に動かしている量は当初の予定よりも 1 割程度少ないので、もう少し長くなると思うんですが、これでスケジュールへの影響というのはないんでしょうか。

A：（東電）急激にタービン建屋の水が増えているという状況でもございませんので、現時点ではこの移送量で大丈夫かなと思っています。

Q：特にタービン建屋の方の水を抜かなくても、次の作業ができるという判断でしょうか。

A：（東電）タービン建屋の水を移送したいというのは当初からの予定でございますけれども、引き続き並行して原子炉側のロボットによります活動等を使いたいと考えています。

Q：分からないんですが、最初タービン建屋の方の水を抜いて、そこで作業を進めるという予定だったと思うのですが、水が抜けないと遅れるような気がするのですが、そういうことではないのでしょうか。

A：（東電）そういった可能性もあろうかと思しますので、現在、再度スケジュール等の再確認をしているところでございます。

○NPJ 日隅

Q：NPJの日隅です。トレンチの蓋をかぶせる件なんですけれども、水位の調査というのはどういう形で今後は継続されるのでしょうか。

A：（東電）10mの敷地の立坑から水位の監視をしたいと思っています。

Q：この地図でいくと、どのことなんでしょうか。

A：（東電）地図で申しますと、建屋側に付いていて、緑色のラインがトレンチでございますので、建屋側のところの近くに四角い印がついているところが標高10mのところでございますので、そこで測れると思っております。

Q：そうすると、それは蓋を塞ぐ前に現状測っているところの水位と、今、新しく測る水位をチェックして、そこが同一のものだということを確認した上で計測作業を続けられるということでもいいんですか。

A：（東電）基本的にはそこでつながっておりますので、水位としては同じだと思いますので、そういった確認をしながら水位計の切り替えといいますか、

見ているところの変更を行いたいと思っております。

Q：今、避難されたりしている方というのは今後の生活をどうするかということで、東電なり保安院なりの発言については非常に注目をされていると思うんですけども、つまり、日々生活するに当たってお金もかかっているわけで、今後の生活設計をする上でこの工程表どおりいくのかいかないのかというのは、本当に関心の的だと思うんですが、これまでの状況を踏まえて 3 ヶ月あるいは 9 ヶ月というところが、現時点ではずれていないと東電も保安院も、そういう人たちに対して言えるのでしょうか。

A：（東電）現時点では工程表の大きな変更があるような困難な状態になっていないと考えております。

A：（保安院）保安院としても同様に思っています。

○フリーランス 江川

Q：江川です。先ほどの学校に関する問題をまず最初に伺いたいと思うんですけども、1つは校庭の泥を取ったときに、その泥をどうするかという問題があるわけですが、1つは深く掘って埋めてしまう。つまり土を変えてしまうという方法があるわけですが、それ以外に、そもそも東電から飛んできたものだから、東電に戻せばいいのではないかという考え方もあって、例えば被災しないようにコンテナか何かに入れて、東電のどちらかの敷地に取りあえず保管しておくということが物理的に可能なのかどうか。もう1つは、この間、飛散防止剤の発表がありましたけれども、あれを見ていると薄くまいて、それを剥がして飛散しないような形で薄く剥いだような感じになった写真があったのですけれども、学校の土地の表面の土を処分するのに、あの技術が使えると思わないかどうかというのを東電の方にまず伺いたいと思います。そして、安全委員会の方には今日の文科省の発表の資料の中で、特に劇的に表土を取った後に減っているところがあるわけです。例えば郡山市立薫小学校は 3.8 以上あったのが 1.0 ぐらいまで劇的に減っている。その土の処分はいろいろ問題がありますけれども、こういう効果があることなんだから、早く進めなさい。そして泥の処分について早く方針を決めなさいという助言をされるおつもりはないかということをお聞きしたいと思います。文科省には ICRP の勧告の中に、いろんな対策を立てる、防護策をやるときには、主要な利害関係者の代表者をこの計画の作成に関与させるようにということを求めて勧告しているわけですね。今回 20mSv と決めて 3.8 を基準にするこ

とについて、どういう利害関係者の意見を聞いたのか聞かなかったのか、この点についてまずは伺いたいと思います。

A：（東電）まず東京電力の方から回答させていただきます。御質問にあるとおり、いわゆる校庭の残土といいますか、剥いだ土を所定のコンテナのようなものにきちんと密封して、輸送中に事故が起こらないような保護をした後、当社の敷地、元々今の状態でも線量が高いものですから、そこに集めておくというのは考え方としてはあろうかと思えます。ただ、現時点でこういった敷地外で放射性物質に汚染されたものを、どういうふうに取り扱っていいのかというところの基準がないものですから、可能性としてはあるということだけ申し上げたいと思っております。そういった法的な仕組み等が整えば、移送の手段はあろうかと思っております。飛散防止剤の件でございますけれども、これはほこりや風等で今、降り積もっているものが飛び散らないようにということでまいているものでございます。お示した写真はかたまる状況を見たいがために 1 回剥がして、きちんとかたまっているかどうかというものでございますので、いわゆる校庭等にまいて、遮へいという効果はないと思いますが、そういったほこり等をあれで吸着させてはぎとっていくという手段としてはあるのではないかと思いますけれども、現在そういった使い方ではないという状態でございます。

Q：ただ山積みしておくよりも、そうやって飛散防止剤をまいて、それをはぎ取ったら飛散しないで済むという、そういう効果は期待できないですか。

A：（東電）飛散防止という意味では、まいておいて表面をかためておくというのは防止の効果はあろうかと思えます。

A：（原安委）安全委員会でございます。御質問にあったように郡山市立薫小学校などでは、自主的な取組としてこういったことが行われておりまして、できるだけ児童生徒の浴びる放射線量を少なくしたいという保護者の皆さんですとか、学校関係者の皆さんの思いというのはよく理解申し上げるところであります。確かにこの校舎外での線量は下がっているわけではありますけれども、一方、剥いだものがまだ校庭の片隅にあるという状況でありまして、トータルとして見た場合、児童生徒の被ばく線量への影響がどうなのかというのをよく見ないといけないという点は 1 つあると思えます。ただ、いずれにいたしましても安全委員会としては合理的に達成可能な限り、被ばく線量を下げるということは ICRP の勧告の非常に大事な精神でありますから、そう

いう取組が行われること、文科省というか、政府の対策本部から出された文書でも、被ばく線量を下げる努力はすると言われているわけですので、それは是非やっていただきたい。ただ、具体的にどういう手段をやるのかということについては、合理的達成可能な限りというのがありますから、個々の学校なんかでも状況は違っているところがあると思いますので、同じある1つのやり方を全部の学校でやるべきかどうかとか、そういった点は学校運営の問題になっていきますので、学校設置者の教育委員会ですとか、あるいは文科省の方でそういった個別の判断はしていただけたらと思います。

Q：特に積極的な助言をするということは考えていないということですか。

A：（原安委）いずれにいたしましても、これは線量を下げられた1つの例ですけども、ほかの状況なども見て対応していきたいと思います。

A：（文科省）この暫定的考え方を検討するに当たりましては、福島県の教育委員会や福島県の県庁の方々などと御相談するとともに、今回は保育園も対象だということで厚生労働省の方々とも御相談をいたしました。ICRPが利害関係者というところの見方かもしれませんが、学校の設置者が今回、都道府県なり市町村ということですので、主にそちらの関係の方とお話をしたというところでございます。

Q：それで教育委員会はこれで納得したということですね。

A：（文科省）事前には調整を県の方といたしました。

Q：それで納得したということですか。

A：（文科省）合意というか、こういう形でやることについては十分意見交換を行えたと思っております。

Q：2点目に、これは保安院に伺いたいのですが、浜岡原発をめぐる調査の評価というのは今月いっぱいということだったんですけども、確か今日は今月最後の日だと思うんですが、これについてどのような評価をされたのか。あるいはまだ時間がかかるとしたら、なぜこれ以上時間がかかるのか、そしていつまでにできるのかということを教えてください。

A：（保安院）浜岡に限らず、確かに4月いっぱい緊急安全対策をやっていたことにしております。大体各検査官がそれぞれの発電所から出してきました緊急安全対策の中身の確認は終えて、今これを取りまとめておりまして、原子力安全・保安院と経済産業省の中で、これで緊急安全対策としては世に届けるということになった段階で、多分5月上旬になろうと思いますけれども、発表したいと思っております。

Q：4月末と言っていたのが、なぜ5月上旬になるのでしょうか。何か困難なことがあったということなのでしょうか。

A：（保安院）やはり非常に重要なことなので、急がなければいけませんけれども、皆さんに納得いただけるようなものとして出したいと思っておりますので、少し予定よりは時間がかかっておりますけれども、そんなにかからずにまとめたいと思っております。

Q：最後に東電の方に、この間、費用の件について質問したのですけれども、この工程表をやるとどれぐらいかかりそうか、今までにどれぐらいかかったかということについて、分かったら教えてください。

A：（東電）費用につきましては、いわゆる発注は行っておりますけれども、契約金額が決まっていないというものもございますので、現時点でまだどれぐらいかかったかというところについては、まだお答えできる状態にはなっておりません。また、将来分もまだ設計も進んでいないような状況ですので、トータル幾らぐらいかかるかというところにつきましても、まだ見通せる状態ではございません。

○しんぶん赤旗 神田

Q：西山審議官に、27日にうちの荻野が聞いた質問の追加でお聞きしたいんですが、原子力安全基盤機構で津波による原発事故でどういうことが起きるかということについて、今回なぜ対策が取られていなかったと質問したときに、今回は間に合わなかったとお答えなさったと思うんですけれども、これは何らかの対策を検討しているということを前提にしてのお返事かと受け取りましたが、どのような対策を検討しているかとか、どこで検討していて、いつ頃指針なり対策なりをまとめるのかという計画について教えてください。

A：（保安院）原子力安全基盤機構が報告で検討していることも含めて、まずは

前の方の御質問にあった緊急安全対策で非常に厳しい、全ての電源と冷却機能がなくなった場合でも冷やす機能が回復できるというか、それだけは維持できる形にある程度対策を今、やっていただいていますので、まずはそれを徹底するというのを第一に考えております。

Q：あと、坪井審議官にお聞きしたんですけれども、海域の放射能濃度のシミュレーションについてなんですが、これは空中に放出されて降下したものについては考慮に入れないとか、あるいは海の下の方には広がっていくことを考えないという前提は、シミュレーションが現実起こったことを全て再現できるわけではないにしても、かなり過小の評価になってしまうと思います。それと今後、東京電力の方からヨウ素とセシウム以外の核種についての分析の結果も出るということです、それを考慮した新たなシミュレーションを行う予定があるかどうか教えてください。

A：（文科省）そのようなことを考慮してやっていくということにしているようでございます。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

では、最初それで、次に前の方。

○東京新聞 榑原

Q：東京新聞の榑原です。安全委員会の加藤さんにお伺います。繰り返し確認になってしまうかもしれませんが、校庭の利用判断における助言要請が文科省からあったときの原子力安全委員会内での議論の決定の仕方についてお伺いしたいんです。19日の安全委員会の会見では、午後2時ぐらいに助言要請がきて、2時間ぐらいで午後4時ぐらいに回答されたということでしたが、その辺りの事実関係、そこでは計画的避難区域についての助言があったときには、臨時会を開催されて議論して、助言を決めたかと思うんですけれども、なぜそこではそういった正式なというか、臨時会、定例会なりを開かなかったのかというのが1点。それは妥当な判断だったとお思いでいらっしゃるのか。まず、2点を教えてください。

A：（原安委）計画的避難区域について意見を述べたというのは、法律上定めがあることでして、政府対策本部長は原子力安全委員会の意見を聞かなくては

いけないとなっている状況でありまして、このときに正式な委員会を開いて、ちゃんとやったわけであります。一方、今回の場合は政府の対策本部長からの助言要請でありましたけれども、法律によるものではなかったということが1つあるのと、あと、実際は文科省を中心として案を作られていて、むしろ案を作るより前の段階からいろんなディスカッションは行なっていたという状況があります。そういうことで、安全委員会としてはこの問題について何を重視するのか、それは委員の間でもかなりコンセンサスができていたという状況です。当日は午後2時ぐらいに最終的な助言要請が紙で届きまして、当日、久木田委員長代理は2時の段階では国会に呼ばれておりました。小山田委員は福島に出張に行っていたわけですが、まずは残っている委員長と久住先生で、安全委員会として重視すべき点が最終案にちゃんと入っているかという確認を始めまして、あと代谷先生ですね、3人でまず始めていて、それから、久木田先生が戻ってきた段階でジョインしていただいて、更に4人で見てもらって安全委員会として重視すべき点がちゃんと入っているということ。あと、コメントとしては、モニタリングの結果は2週間に1度ぐらい求めましょうということ、個人線量計を代表的な動きをする職員に付けてもらいましょう、そういうことをやりましょうということをコンセンサスが取れた段階で、小山田委員にもそれでいいかどうか電話をして了解を取った上で、文書で返事をしたということです。

Q：やり方としては妥当だったとお考えですか。

A：（原安委）やり方としては妥当だったと思います。

Q：その関連で成田脩先生や本間俊充先生にも御意見を伺ったと伺ったんですが。

A：（原安委）両先生には早い段階での文科省との相談段階では加わっていただいていたしまして、お2人がどういう意見だったかということは、委員の先生方もよく御承知で最終的に判断されております。最終的に何を重視したかというところ、ICRPの勧告で言っている1~20mSvのバンドを用いるということ。それから、児童生徒における線量を低減していく取組をすると、ちゃんとこの暫定的考え方と言っていること。つまり20mSv かつかつでいいですよとは全然言っていないということです。線量を下げる取組をしようと言っていること、そこは非常に我々重視していたところです。ALARAの精神でやってもらうということ。あとは、モニタリングをするということも実際の姿を知る上で非常

に大事ですから、そういうことが入っているということで基本的に差し支えないという判断をしたというわけです。

Q：実質的な協議というのは、いつ頃から事前に文科省に相談があつて、合意形成にどれぐらいの時間をかけたのかというのが分かれば教えてください。

A：（原安委）4月10日頃からいろいろ相談はあつたと記憶しています。

Q：分かりました。あともう1点、別で教えてください。郡山市の薫小学校なんですが、山になって積み上がっている周辺での放射線量というのは測定されているのでしょうか。それは今回の平均値に入っているのでしょうか。

A：（文科省）測っておりません。シートがかぶさっているという状態なので、特に測っておりません。今回測ったのは、校庭の中央なりでございます。

Q：シートがかかっているのと測っていないという関係がよく分からないんですが。

A：（文科省）シートがかかっている状態にあるということでありますが、今回の測定目的ではないので、いわゆるあくまでも今回の測定はマニュアルに従って、校庭の中央なりで測るということだったので、そこだけを今回測っております。

Q：でも、校庭を使用できるようになればそこに近付くことも十分考えられますから、そこでの放射線量が分からないと、本当の意味で安全かどうかというのは分からないと思うんですが。

A：（文科省）今、お聞きしている段階では、まだ学校側はその状態ではなく、校庭の使用をしていないと伺っております。したがって、使用すると判断する前に、やはり測定した方が多分いいんだろうと思います。それは学校側がやられるのか、我々に依頼されるのか分かりません。

Q：校庭での値は劇的に下がっていますから、その山の周辺では非常に、非常にというか、どれぐらいか分かりませんが、高い値が出ているのかなとも想像がつくんですが。

A：（文科省）分かりません。

Q：分かりました。

○読売新聞 森井

Q：読売新聞の森井です。すみません、技術的な点ですので、東電の松本さんをお願いしたいんです。先ほどの防潮堤のことでなんですが、1号機・2号機の方は既存の防潮堤があるから今回は新たに仮設は設置しないということだったかと思うんですけれども、今、既存の防潮堤というのは沖のものだと思うんですが、高さがどれくらいで、また今回の津波を受けて破損箇所がないのかどうかとか、その辺りを教えていただきたいのが1点。2点目がトレンチに関して、先ほど御質問で、今回は4箇所ということをおっしゃっていたと思うんですけれども、4号機の方の黄色いところは既に実施済みだということですが、目的としては、別の目的だから数えないというふうな理解なのか。それとも、これを入れたら5箇所になるのかというのがもう1点。それと、すみません、少しお問合わせ中の地震の件で追加で伺いたいの、マグニチュード8クラスの地震ですけれども、場所としては例えば宮城県沖とかそういう、こういった場所を想定したものなのか。この3点をお願いできますでしょうか。

A：（東電）1号機・2号機側の方につきましては、既存の防波堤があるというより、元々今回のマグニチュード8の余震に伴う津波が、いわゆるこの航空写真で申し上げますと、右上の方角から来るというふうに想定しています。したがってそこに、先ほどの御質問にも少し答えながら回答させていただきましても、約7～8mの津波というふうに想定しています。したがって、ほとんど10mの敷地であれば津波としては大丈夫というふうな評価もできますけれども、やはり津波の勢いで波が遡上してくることが考えられますので、今回、この白い点線の部分に防潮堤を築くということでございます。白い点々の長さとしたしましては、約500mという予定でございます。したがって、こちらの方を重点的に先行してやるということでございまして、今後新たな余震とか、あるいはもっと大きな津波をこういった形で想定するかということが出てくれば、将来、ほかの部分にも必要な防潮堤は出てくるかと思えますけれども、現時点で速やかに対応すべきというふうに考えているのは、このマグニチュード8の余震でございます。場所といたしましては、今回の震源域の沖側でございます。今回はプレートが沈み込む方ではなくて、日本側のプレートの方がいわゆる引きずり込まれたのがはね上がる

形の地震でございましたけれども、余震で考えているのは、沈み込む方のプレートの方が今度は地震源になるのではないかとということで想定されるということでございます。それから、回答の順番が逆になってしまいましたけれども、黄色いところは、やはり現時点では 4 号機の方から水があふれそうだということではございませんが、貫通口でございますので、事前にそういったリスクを低減するという意味で、塞いだ目的は一緒でございます。したがって、こういったトレンチの閉塞という意味ではトータル 5 箇所ということではございません。

Q：今の件で、最初の件でなんですけれども、今回とは想定は関係ないのかもしれないですが、既存の防潮堤の高さと、あと破損箇所があるか、ないかは分かりますでしょうか。

A：（東電）防波堤の高さは、少し確認させてください。破損はございます。

Q：これは防潮堤ではなくて、防波堤ですか。

A：（東電）防波堤です。ここは港になっておりますので、いわゆる普通の防波堤です。

Q：それでは、特に既存の防潮堤というのは、この先にはないんですか。

A：（東電）はい。この写真に示すようなエリア、それから発電所全体にそもそも防潮堤というものはございませんでした。

Q：ありがとうございます。

○司会

それでは、隣の方。あと、後ろで手を挙げている方、どうぞ。

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾と申します。浜岡原発 3 号機につきまして、保安院さんをお願いします。確認なんです、浜岡原発 3 号機の再開の条件としましては、保安院さんが緊急安全対策と通常の定期点検が終わったと、つまり、それを確認すれば稼働条件を満たすということによろしいでしょうか。

A：（保安院）一義的にはそれが必要な条件だと思いますし、あとは、恐らく必ず皆さまから聞かれることになるのは、今回の福島で事故が起こったようなことについてどういうふうに考えるかということでしょうから、それについての考え方は、いずれにしても併せて我々の方で考えをまとめて、全体として示すことになるだろうと思います。

それを地元とどういうふうにお話するかという手順になっていくのではないかと思います。

Q：法的に言うと、地元の合意がなくても 3 号機に関しましては稼働できるという報道があるんですけども、それはそのとおりでいいんでしょうか。今のお話とは少し。

A：（保安院）今、申し上げたのは法律上の話で、これは我々の方で、一定のこういうことでないと安全を満たせないということであれば、もし仮に中部電力の方針が違っていれば、保安院が何か法的な手続をするということもあるかもしれませんが、いずれにしても、そこも中部電力との関係では、相当しっかり、我々の方針は分かっていた上で対応してもらってのことになるだろうと思います。それから、今、御質問の点については、自治体との関係では、法的には特に自治体の方針によって法的に何か妨げられるということはないと思いますけれども、ただ、それは法的な理論だけの話であって、これまであらゆる原子力関係の施設において、地元自治体の反対が押し切られて何か起こったということは考えられないと思いますので、余りそこは法的なことを議論する意味はないのではないかと思います。

Q：あと、もう 1 点なんですが、先日、中央防災会議で専門調査会が作られる。それで、その中で今回、新たな議論の点になるのが、今回の大震災については複数連動地震で、いわゆる 3 連動、あるいは今後は 4 連動も考える必要があるのではないか、そういったことがございます。それと、原子力安全委員会から、全国原発周辺にある断層の活動性を電力会社に再評価するよう保安院さんに指示したとあります。なので、一応常識的に考えますと、今の 2 点を含めて、更に浜岡原発 3 号機の地震に対する緊急安全対策の中に盛り込むべきではないかと思うのですが、この点はいかがでしょう。

A：（保安院）今、正に中央防災会議の話があり、それから安全委員会からの文書もいただいて、私どもの方も早速、各発電所に電気事業者に対して、安全委員会の文書を踏まえて、まずはこれまでに認定していた活断層についてど

ういうふうを考えるかについて、今、報告を求めているところです。確かに、今度の福島が襲われた大地震では 3 連動だったというふうに聞いていますけれども、そういうふうなこともあったので、そのうちの、今、報告を求めることも含めて、どこまでを今回の浜岡の起動に当たって考慮すべきかということもよく考えまして、緊急安全対策と、その点の考慮を合わせた上で、我々としてはこうしてもらいたいということをはっきりさせて、こちらの方針を示したいと思っております。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○NPJ 日隅

Q：NPJ の日隅といいます。安全委員会の方に聞きたいんです。先ほど ICRP の、いわゆる比例になっている場合の閾値がない形で死亡率などを計算しているということに対して、ほかの説、つまり閾値があるという説があるんだというような説明をされたんですけれども、具体的にそれはどういう文献に基づいているのでしょうか。

A：（原安委）閾値があると申し上げたのは、いわゆる確定的影響というもので。

Q：いえ、そうではなくて、確定的影響ではなく疫学的にも閾値的なものがあるという話をされたので聞いているんです。

A：（原安委）広島・長崎で原爆に遭われた方の追跡調査のことですね。これについてはずっと追跡調査をしていますけれども、この方々の集団については原爆の際に受けた線量と、その後のがんの発生率の増加の間には比例関係がありますが、比例関係が見て取れるのは、その受けた線量が数百 mSv から上のところであるということです。

Q：それで、それについて低放射線でも影響が出るというような見解がたくさん出ていますけれども、例えばアメリカのアカデミーとか、正に先ほど言われた ICRP などはそのような見解をとっているわけですね。そうではありませんか。

A：（原安委）ICRP では、疫学的あるいは生物学的に見れば、どちらか分からない。したがって放射線防護の目的からは、低い線量まで比例関係が成り立っていると仮定して様々基準を考えようという立場を取っていると承知してい

ます。

Q：その正に ICRP の 1～20 というバンドに即して、今回、20 というものが妥当だと判断したわけですから、当然、閾値がないという考え方に基づいて検討すべきだと思うんですけども、そうではありませんか。

A：（原安委）1～20 はもちろん、そういった確率的影響については閾値がないという考え方の下で、ICRP がこういった現存被ばく状況での参照レベルを設定するレンジとして適当であるとしているものであると認識しております。

Q：そうしますと、1,000 人当たり 20mSv ですと 1 人、つまり 0.1%の方ががん死するということになると思うんですけども、それで間違いないですか。

A：（原安委）ICRP の勧告では、そのリスク係数をそういった用い方をするのは適切ではないと述べていると承知しております。

Q：それはどの部分ですか。いいです、次のときで結構ですので、それは、その閾値がないという見解だとすれば、その部分を説明してください。つまり、そういう説明がないから不安になっているわけではないですか。分かりますか。

A：（原安委）はい。それでは、よく説明させていただきたいと思います。

Q：それでは、文科省の方に聞きますけれども、閾値がない形での曲線をとった場合には、先ほど言ったように、0.1%の方がということになります。この 0.1%というのは、交通事故で亡くなる方が 0.004%ですから、交通事故死の 25 倍の値になるんですけども、そのようなことというのは十分検討された上で今回判断されたんでしょうか。

A：（文科省）ほかの要因とそういう形で比較することが妥当とは思いませんが、あくまでもこれは、我々はこの放射線の世界の中で、ICRP なりで言われていることを踏まえて、また原子力安全委員会の意見も聞いてまとめたというふうに私は思っております。

Q：それでは、文科省は閾値がない、直線での判断ということをしたということですか。

A：（文科省）先ほどの ICRP の方で示されている考え方については、もう 1 回確認はしたいと思いますが、私自身はそこまで明確ではないですが、確認して、中で相談した中では、こういう形で ICRP の勧告がこういうものであるというふうに理解して、検討がされたと理解しております。

Q：それでは、確認してください。

A：（文科省）はい。

○司会

ほかにはいかがでしょうか。よろしければ、今、手を挙げている方で終わりにさせていただきたいと思いますが、お 1 人、そして 2 番目、3 番目、それで、そちらにいらっしゃいますか。それでは、4 人でよろしいでしょうか、どうぞ。

○ネイビー通信 田代

Q：ネイビー通信の田代と申します。原子力安全・保安院にお聞きしたいんです。浜岡原発の方が仮に爆発して壊滅してしまったということでの社会経済的な影響というものをもう考えているのか。要するに東京などに住んでいる人間からしてみたら、名古屋の田舎の電力会社のせいで、自分たちは被害を受けないかもしれないけれども、東京が、首都圏が社会経済的に壊滅を受けるということで、そのシミュレーションはしているんですか。要するに、大洪水などのシミュレーションなどはやっていますね。同じようにやっているのかということをお聞きしたいんです。

A：（保安院）今はそういうふうにならないことを考えていますけれども、そういうシミュレーションは多分していないと思います。

Q：やらないとおかしいですね。経産省の事務の者がそちらに分掌されていると思うんですけれども、要するに経産省の担当の事務をそちらがやっているわけです。それで、シミュレーションはないんですか。もし浜岡原発が、ただでさえ危ない原発が、自分たちの中部電力というエゴによって東京は壊滅するかもしれない。それは大変な社会経済的な大打撃となるわけですね。シミュレーションもないんですか。

A：（保安院）今はないと思います。今はまだ、そういうことを検討する前に、

まず安全かどうかということを検討する段階です。

Q：私、経産省の分掌の事務として、それはとんでもない不作為であると思います。ありがとうございました。

○共同通信 川口

Q：共同通信の川口です。細かいことの確認で恐縮です。4号機の方の、今日説明のあったプールの支持構造物の設置なんですけれども、先ほど松本さんが、447galの加速度の地震があってもほぼ大丈夫だろうという評価というお話があったんですが、これは何も施さなくてもということですか。

A：（東電）はい、そうです。現在、福島第一で想定しています基準地震動 Ss の波が 447gal で、この使用済燃料プールの箇所でございますけれども、その部分で、現時点で今回お示ししました、補強しなくてもおおよそもつだろうというような評価をした段階でございます。

Q：逆に工事をすると、Ss 以上というのもおかしいですけれども、何 gal まで大丈夫というような計算結果はあるんでしょうか。

A：（東電）それはございません。今回は Ss でほぼ大丈夫だろうというふうなところに、更に安全裕度を増すということで、今回、補強工事を行うということでございます。

Q：分かりました。それから、4号の関係でもう1点、グラウトを充てんというふうにあるんですけれども、このグラウトは素材は何でしょうか。

A：（東電）セメントのようなもので、少し正式な成分表みたいなものは持ち合わせてございませんで、後ほど確認させていただきます。

Q：分かりました。それから、トレンチの話なんですけど、基本的な話で大変恐縮です。これはピンクのところを埋めると、この先の移送というのはどこからやるんですか。

A：（東電）現在、2号機で申しますと、標高 10m のところにございますタービン建屋の近いところから抜いております。

Q：分かりました。それから、もう 1 点、この関係で、ピンクのところを埋めても、先ほどおっしゃったような 7～8m の津波が来て、1～2m 冠水をしたら、この青いところにもお水が行ってしまうのではないかと思うんですが、その想定はされているのでしょうか。されていなかったら、どういう想定なんですか。

A：（東電）この青いところの口がありますのが、標高で言いますと 10m のところでございます。それで、現在想定している津波が 7～8m でございますので、直撃は来ないと思いますけれども、勢いで遡上してくる分を今回、白い点線で囲ませたところに防潮堤を設けることでそういった遡上してくるものを防ぐというような考え方でございます。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○フリーランス 木野

Q：フリーランスの木野です。文科省と安全委員会の方にお伺いしたいのです。先ほどの ICRP の中で質問に 1 度出たような気もするんですが、基本的にモニタリングをきっちりやっていくというのが前提だというお話なのですが、このモニタリングは先ほどの内容以外に、例えば地域住民の方が摂られる食品等に関してはやられる予定はありますでしょうか。

A：（文科省）文科省がやります環境モニタリングとか、今回の学校の中では特に今のところ考えておりません。食品などについては、むしろそれぞれ厚生労働省とか農林水産省の中で行われている部分があるかと思いますので、そういうデータは適宜見ていくことは必要かとは思っております。

Q：安全委員会の方は、そういった助言というのはされていますでしょうか。

A：（原安委）助言というのは、モニタリングについてということでしょうか。

Q：食品等に関するモニタリングです。

A：（原安委）食品などについては、既に食品衛生法について、厚生労働省の方で今回の事態が起きてから対応が取られている状況であるというふうに認識しております。それから、先ほどの御質問で、20mSv でがんの症例が幾つ出るのかという御質問がありまして、ICRP の勧告ではそういう計算をするもので

はないと書いてあるということを申し上げましたが、それは ICRP の 2007 年勧告の paragraph 66 の 2 つ目の文章に書いてあります。これは日本アイソトープ協会が出している和訳版ですけれども、低線量における健康影響が不確実であることから、委員会、これは ICRP のことですが、ICRP は公衆の健康を計画する目的には、非常に長期間にわたり多数の人々が受けたごく小さい線量に関連するかもしれないがん又は遺伝性疾患について、仮想的な症例数を計算することは適切ではないと判断する。このように勧告では述べられております。

Q：すみません、今の ICRP の関連で、そういう意味では、ICRP の内容をそのままの形で適用するのであれば、例えばモニタリングに関して言えば、111 の paragraph 67 に、内部被ばくに関してきちんとモニタリング、地域の方が食べる食品等に関して、日々、彼らが確認できるように、モニタリングできるようにするという事とか、いろいろ細かい規定があると思うんですが、こうしたことというのはされないのでしょうか。

A：（原安委）食品については、既に厚生労働省の方から県などに指示されまして、暫定基準値を超える食品が流通しないような措置が取られております。

Q：それは要するに、特定の地域に関しても日本全体の一般的な対応で足りるということでしょうか。

A：（原安委）はい。この食品についてはそういうことで対応が取られているというふうに認識しております。

Q：すみません、先ほどの別の方の質問でもあったのですが、利害関係者とか地域への説明に関して、同じ ICRP の 111 の中で、利害関係者というのは特定の政府の行政機関だけではなくて、地域に住んでいる住民の方等を含めた全ての方というふうに読めるのですが、要するにそういったことがないと、よけいな被ばくを生むことになったり、不安を拡大させることになるので、そうしたことはきちんと対応するようにという指針が書いてあるのですが、この辺に関しては現状で考えると不十分であるという認識はございませんか。

A：（原安委）すみません、安全委員会の方では、この放射線安全についての技術的な観点からの助言を差し上げるということですので、このステークホルダー・インボルブメントについては、私どもが助言を差し上げる範疇ではな

いというふうに認識しております。

Q：分かりました。そうしましたら、文科省の方はどういったお考えでしょうか。

A：（文科省）今回の高い線量が出て、いわゆる校庭の使用制限をする学校につきましては説明会をそれぞれ行っております。

Q：ごめんなさい、説明会というのは、事前にそういったことをやりますという説明会だったのでしょうか、事後の説明会ですか。

A：（文科省）事後の説明会です。

Q：そのときの反応というのはどういった形だったのでしょうか。みんな、1回の説明会で納得されたのでしょうか。

A：（文科省）納得といいますか、いろいろな御意見は出たというふうに承知しております。

Q：いろいろな意見というのは、どういうものでしょうか。

A：（文科省）正確には、また改めて回答させていただきたいと思いますが、直ちに納得したとかということではなく、いろんな意見が出たというふうに聞いております。

○フリーランス 小嶋

Q：フリーランスの小嶋です。ちょっと重複していたらあれなんですけれども、外部電源喪失を地震が原因だと保安院長が認めたという報道があるんですが、これについて東電さんの見解はいかがでしょうか。

A：（東電）外部電源の喪失に関しましては2種類のケースがあると思っておりまして、1つはいわゆる送電線から発電所の方に受電するラインのところで、鉄塔あるいは開閉器といったようなものが故障して受電できなくなったというケースと、もう1つは津波によりまして受電装置が冠水した結果、電気が受けられなくなったという2種類のケースがあろうかと思っています。

Q：それで、これを受けて保安院さんの方では、既存の原発について、この安全基準を見直すとか、今、やっている点検とかについての影響はありますか。

A：（保安院）外部電源について、ある程度具体的に、指示を出しまして、信頼できる系統で、1つの発電所について幾つかの系統でそれぞれの機まで外部電源が入るように、今、措置してもらっております。

Q：それはいつですか。この認めたというのは、この報道によると27日の衆院経済産業委員会というふうにあるんですけれども、それ以前か、それ以後か。

A：（保安院）それより前です。

Q：それでは、この保安院長が認めた件に関して、それでほかに、その後、変更というものはありますか。

A：（保安院）私は、今はないと思っております。

Q：分かりました。もう1点、安全委員会の方に聞きたいんですけれども、今、郡山市が土壌をさらってやっている作業なんですけど、これについて校庭の土壌を処理する作業について、マニュアルみたいなものはありますか。

A：（原安委）安全委員会の方では、特にそういったマニュアルは作っておりません。

Q：土壌をブルドーザーなりでやるときに、ほこりとかが舞い上がってしまっ
て、それで悪影響があったりする可能性があると思うんですけれども、その点について助言をするというようなことはありませんか。

A：（原安委）そういう意味では、一般的なこととして、そういう土ぼこりが舞うような局面ではマスクをしてくださいとか、そういった助言は非常に早い段階から県の方にお示ししてございますので、県の方で県民の皆さんには周知されているのではないかと考えます。

Q：この件について細野さんにもお伺いしたいんですけれども、こういうふう
に地方自治体がこういう土壌の除去作業をやるに当たって、結構きちんとや
らないと効果がちゃんと出ないとか、舞い上がったほこりによって逆に悪影

響が出たりするようなことがあると思うんですけども、そういうことに関してやり方とか、あと土壌の処理について方針をお示しになる考えはありませんか。

A：（細野補佐官）今回、それぞれの自治体がやっていることに関して、基本的に 20mSv という基準を国は一旦設けていますので、国が考えていることと自治体が考えていることとそれぞれ整理をして取り組む必要があるだろうと思います。ただ、現実的にはそれぞれの自治体はかなり前向きなことをやっているわけですから、基準そのものについてどうかという評価ではなくて、実際にやるとすればどういったことに注意をしてやるべきなのかということについて、そこは国として様々な所見を持っている、アドバイザーを持っているわけですから、そういった観点から適切な助言をすることは十分あり得ますし、やるべきであると私も思います。私、いろんな専門家の意見も聞いておりますので、それはしっかりと、これは文科省になるんだと思うんですが、文科省の方にも私も伝えて、文科省から適切なアドバイスが行くような形に私自身も努力をしていきたいとは思っています。ですから、基準がどうか、国がどういう基準を設けたかということと、実際やる場合にどういう注意が必要なのかということは、しっかり分けて対応することは十分可能だと思います。

Q：すみません、もう1度、文科省さんに聞きたいんですけども、先ほどの4月までの積算線量のマップを見せてもらったんですが、郡山市などで 10mSv を積算で超えているんですけども、これを基にすると、現在、1年間で 20mSv で、基準で考えていると思うんですが、これは 10mSv に達したら残りは 10mSv しかないようなことが考えられるんですけども、それについて御意見はありますか。

A：（文科省）すみません、郡山市ですか。

Q：例えば郡山市です。

A：（文科省）少し、その学校の地区とこの地区とか、総合的に確認しないといけないと思いますが、位置関係なども確認してお答えしたいと思います。

Q：先ほど言われた積算マップを見ているんですけども、郡山市で3月11日時の積算線量の推定値 10.1mSv と書かれているんですが、ほかにも伊達市な

どでは 21.2mSv などという数値もあるんですけども、これを含めても 1 年間 20mSv という基準でよろしいのでしょうか。

A : (文科省) 少しお待ちください。今、表をお持ちですか。

Q : はい、表を見えています。

A : (文科省) 4 月時点の積算線量の推定値というのは右側から 3 つ目の欄ですので、郡山市の辺りにそういう高いところはないのではないかと思います、いかがでしょうか。

Q : 1 番右ではないんですか。

A : (文科省) 1 番右は、来年 3 月 11 日です。ですから、今ですと 2.1mSv だと思います。

Q : 分かりました、了解です。すみません。

○ニコニコ動画 七尾

Q : ニコニコ動画の七尾と申します。細野さんがお戻りになりましたので。今、細野さんがいらっしゃらない間なんですけれども、ある記者の方から、工程表の進捗に関しまして東電さんと保安院さんにそれぞれ質問がございました。おおむね予定どおりであろうというお答えだったんですけども、私、当初からしつこく言っているんですが、これが細野さんが考える情報公開なのかと、ちょっと疑問がありまして、結局、工程表だったので、前も言いましたけれども、進捗をどういう状況かと塗りつぶしていく作業だと思うんですよ。つまり、63 項目あって、それが今どういう段階に来ているかというのは、少なくともペーパーなりで示しするお考えというのはないのでしょうか。

A : (細野補佐官) これも何度か御質問いただいて、私もまた、ちょっと同じような答えになってしまっていて大変申し訳ないなという思いがあるんですが、ある段階で工程表を更新することについては必要だと思っておりまして、その更新の仕方については改めて私どもの方から提示をしたいと思います。ただ、現実問題として、日々やっている作業と工程表が 1 つずつ 1 対 1 の関係にあるわけではなくて、いろいろな方法を用いて工程表の 1 つ 1 つの作業なり、目標なりを達成しようとしているというのが現実なんですね。ですから、1 つ

1つ塗りつぶす1対1の対応にあるというよりは、工程表全体として進めるべく様々な作業を進めているというのが実態なんです。したがって、できるだけトピックごとにどういったことがどういった形で進んでいるのかということについて、個別の作業ごとに説明をするというやり方が1つ。そして、もう1つは、始めに戻りますけれども、ある段階が来たときに工程表がどこまで進んだのかということについて、全体を再検証して皆さんにお知らせするというやり方がもう1つ。どちらかというと、今の御質問の向きというのは後段の部分をしっかり示せということだと思いますので、どういった形で示せるのかということとはもう少し待ってください。お示しをしたいと思います。

Q：分かりました。

○司会

ほかによろしいでしょうか。お願いします。

○NPJ 日隅

Q：NPJの日隅です。先ほどお答えいただいたので、もう1回質問したいんです。

安全委員会の方が先ほど2007年の65項に書いてあると言われたんですけれども、そこで言われる適切でないというのは、医療などを受ける上で、高放射線を浴びるような可能性のある治療とか検査を受けるために、一定の数値に達していたら、それ以上そういう治療を受けられないということになってはいけないから、そういうことが不適切、そのまま当てはめたら適切ではないというわけであって、逆に安全を確保するためにリスクを検討する上では、当然無閾値の線で考えるべきではないですか。65項には無閾値のモデルをとるんだということが明確に書いてありますよね。

A：（原安委）私はずっとこの確率的影響については、疫学調査なり、生物学的研究から、比例関係がはっきりしない領域以下では比例関係をとるべきであるとICRPが言っていますと言っていて、それについては何ら異論は申し上げてないです。先ほど御紹介したのは、非常に線量が低いところでがんの発生数が幾つになりますかというお尋ねがあったので、そういうことを計算するのは適切ではないですよと、パラ66では言っていますというふうにお答えしたまでです。

Q：情報として、そういう情報を提供するのとは当然じゃないんですか。無閾値

の直線に基づくと、大体このぐらいの発生率があるんだと、それを知った上でそこで生活するかどうかというのを決めるべきじゃないですか、それぞれの個人が。それを提供しないで、ただただ安全だというのはちょっとミスリーディングではないですか。

A：（原安委）今回、ICRP の勧告を使うに当たっては、そもそも確定的影響が出るのは数百 mSv であるとか、あるいは確率的影響についても比例関係が明確に表れるのが数百 mSv 以上であるというのは御説明した上で臨んでいるつもりでありますけれども、分かりにくかったと思いますので、今後、またより分かりやすい説明に努めてまいりたいと思います。

○フリーランス 江川

Q：細野さんに 1 問だけ。先ほど、いらっしゃらなかった間に、学校で表土を削り取った後の土をどうするかという話をいろいろしていて、その中の 1 つに、例えばコンテナに入れて東電の敷地に運んで、取りあえずそこで保管しておいたらどうか、そういうこともお伺いしました。東電の方は、それは物理的には可能だけれども、そういういろいろな法的な、あるいは仕組みの問題でどうなのかという話がありました。そういった仕組み、今あるものを早く撤去するためにどうするか、そういう仕組みを作るのは正に政治家の役割だと思うんですけれども、その辺、どうなっているのか、あるいはそれは早く進めるとか、できないものかというのをちょっと伺いたいです。

A：（細野補佐官）1 つの考え方としてはあり得ると思います。また、現実的な選択肢の 1 つだというふうにも思います。あとは、やはりそれを安全上どう考えるのかという問題はあるんですね。つまり、輸送するときに放射能が飛散するようなことがあってはいけないので、そういう方法があるのかどうか。そして、当然、移動して、そこにある程度積んでおくということになると、本来的にはやはりこれは自治体の方のある程度考え方というのでも聞いた上でやらなければならない、そういう現象だと思うんですね。ですから、現時点では相当汚染度が上がっているところなので、実態上は別状ないというのは当然の皆さんの見解だったと思いますので、そういう実態を見せた上で、今おっしゃったような選択肢は私はあり得ると思います。

Q：制度や仕組の必要性について、政府側としては、どういうふうに思っているのですか。

A：（細野補佐官）先ほどの質問にもちらっとお答えをせざるを得なかったというか、お答えしたわけですが、現実には 20mSv というところの基準を国が設けているということの問題と、一方で、実際にそれでももう移動しているところが郡山市の方にある、そういう問題があるわけですね。そうなってくると、そこは文科省の領域を超えて廃棄物の領域になってくる。ただ、この廃棄物の問題というのがどこの所管かというのが、若干グレーゾーンがあって、現実的には保安院と環境省の方の所管になってくると思いますので、その調整には私自身も入りたいというふうにちょうど思っていたところです。ですから、もう実際にある種の汚染をされた廃棄物としての位置付けになるとすれば、それはどう処理されるべきなのかということについて、再度調整には入りたいと思います。

Q：これは、はっきり言って、超法規的な措置というのはいろいろあちこちでとられているわけですね。だから、どこの所管かなんて言ってないで、早くやるということと、それから最後に ICRP の考え方というのは、何も 20 で決めなさいと言っているわけではなくて、20 よりなるべく低い値でレベルを決めるというふうなことを言っているわけですから、20 にこだわらないで、なるべく下げた目標設定というのを早くやっていただけないかということをお願いしたいと思います。以上です。

A：（細野補佐官）後段の部分のできるだけ低い方がいいというのは、ICRP だけではなくて、それはもう全ての皆さんの望みだと思いますし、私もそう思いますので、その努力はしっかり促していきたいと思います。前段の部分の廃棄物の処理については、ほかの廃棄物とこの廃棄物を分けて考えるかどうかという問題もあるわけですね。つまり、ある程度放射能で汚染をされたものというのは、相当の量、その周辺にあるわけですし、その全てを 1F に持ってこられるかということ、物理的な限界も多分あるだろうと思うわけです。ただ、例えば学校で出ている放射能で汚染をされた土壌ということに関して言うと、移動されなければならない逼迫性においては、それはより優先順位が高いのは明らかですので、あとは、超法規というわけにはこれは我々はいかないわけでありましてけれども、正に優先順位の問題として、学校で出ている廃棄物をできるだけ早く処理をするために方法を検討することは政治的な判断としてできると思いますので、そこは努力したいと思います。

○司会

よろしいでしょうか。最後です。

○フリーランス 木野

Q：フリーランスの木野ですけれども、細野さんがいらっしゃったので、今のと同じく学校の関係ですが、ずっと引用で使われている ICRP の勧告自体は、読んでみると、かなり細かいところまで書いてある、そういう意味ではよくできたものだという印象があるんですが、その中に、例えばモニタリングをきちんとやるという意味では、環境のモニタリングだけではなくて、食品に関して、その特定の地域に関しては日々きちんとした形で住民の方がモニタリングの結果を知ることができて、選択することができるというようなことまで含めての対処だということになっているんですが、例えばそういう細かな、より特定の地域、福島県内だけでも細かなモニタリングというのをやる予定というのは、何らかの形でやることはできないものでしょうか。

A：（細野補佐官）食品のモニタリングも、当初からすると随分様々な形でやるようにはなっていると思うんですが、多分、木野さんが御指摘されたのは、福島とか、郡山とか、空間であるとか、さらには土壌で様々な心配がなされているところにおいて、内部被ばくも含めて総合的に考えるためには、食品のモニタリングをより強化すべきではないかというお考えだと思います。そういった、こちらで集っているこういう部署がやっているモニタリングと、ここには来ていないけれども、関係している農水省とか厚労省がやっていることとうまく連携できないかということについては、今の御指摘も踏まえてやってみたいと思います。

Q：分かりました。実は今同じことを安全委員会の方と文科省の方にお伺いしたら、安全委員会の方は技術的な指針だけを与えるもので、我々には関係ないというような回答だったのと、文科省の方でも、基本的には厚労省の方とかでやっているの、やる予定はないというような、言葉は悪いですがけれども、割に人ごのような回答しかいただけなかったもので。何らかの形で 1 次指針が、実際そういった健康であるとか、経済であるとか、環境、全てのものを含んだ対処だということになっていて、単純に 20 に決めたからオーケーというものではないんですね。そういった認識がそもそも政府の方にあつたかというのもお伺いできればと思うんですが、今後の対応としてはそういった形でできればやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

A：（細野補佐官）ICRP のガイドラインについては、様々な要因を含むものであるということは私どもも十分承知しております。また、そのものについても

私ももちろん目を通していますので、我々も含めて政府関係者は相当このことについては意識をしているんです。その中で、今はまだ緊急事態だということで 20 という数字がとられているわけですが、緊急事態とはいってもある程度時間がかかっているわけですね。ですから、いわゆる元々想定されていた緊急時というスパンからすると、日本の今直面しているこの緊急事態というのは、相当異例の長さの緊急事態になっている。そういう場合にどういう配慮が必要なのかということについては、ICRP が指摘をしている様々な要素をもっと総合的に勘案すべきだろうと思います。それぞれ省庁が自分の仕事でかなり重たい仕事をしているのは事実ですので、そういう橋渡しをするのが我々政治家の役割だというふうに思いますので、そこはしっかりやるようにいたします。

Q：そうしましたら、その 20 に決まった経緯を含めて、情報公開の方をお願いいたします。

○司会

それでは、東京電力より今日の作業の状況につきまして説明があります。

＜東京電力からの本日の作業状況説明について＞

○東京電力

お時間が長くなりまして申し訳ございません。第 1 の状況でございますが、まず原子炉の注水状況でございますけれども、1 号機は 6m^3 、2 号機 6.9 、3 号機 $6.5\text{m}^3/\text{h}$ で原子炉への注水を継続しております。窒素の注入につきましても継続しておりまして、 $28\text{m}^3/\text{h}$ で継続中でございます。最新のデータは、申し訳ございません、11 時の断面と同じでございますので、紹介を省略させていただきます。使用済燃料プールへの放水と注水は、本日は実施しておりませんが、明日も実施する予定はございません。4 号機の水位及び水温の測定を行っておりまして、本日 10 時 16 分のデータでございますけれども、水位は燃料上部より約 5.5m 上、それから水温は 89°C でございました。線量につきましては視界不良のため確認できずという状況でございます。それから、タービン建屋のたまり水の移送でございますけれども、2 号機に関しまして、本日 14 時 5 分より移送を再開しています。本日の 18 時現在のプロセス主建屋の増加量につきましては、初期値から 1,202 mm 上昇ということで、本日の午前 7 時断面から比べますと 18 mm 上昇ということになります。それから、移送量につきましては、ポンプ移送中断までが $2,390\text{m}^3$ 、本日 18 時段階で 40m^3 でございますので、合計 $2,430\text{m}^3$ でございます。これに関連して、先ほど 6 号機のタービン建屋のたまり水の水位がござ

いましたけれども、6号機のタービン建屋の水位は小名浜ポイントを基準といたしまして3,090mmでございます。それから、本件に関しましては、5、6号機側に仮設タンクの準備ができましたので、明日からタービン建屋のたまり水を仮設タンクの方に移す移送を行います。現在、明日1日で約500tの水を移送する予定でございます。それから、トレンチの水位でございますけれども、1号機は1,940mm、2号機840mmで、7時断面よりも10mm上昇でございます。3号機は920mmで、本日の7時断面より10mm上昇でございます。タービン建屋につきましては、1号機が小名浜ポイントで5,050mm、2号機が3,100mm、3号機が3,050mm、4号機が3,100mmという状況でございます。それから、飛散防止剤の散布でございますけれども、クローラーダンプによります散布を4号機タービン建屋の南側に行いまして、約2,000㎡実施いたしております。それから、有人によります散布につきましては、旧事務本館の周辺ののり面、体育館、物揚場の一面ののり面に対しまして約5,400㎡に対しまして実施してございます。それから、明日も引き続きクローラーダンプ、有人によります散布を行います。リモートコントロールによります瓦れきの除去でございますけれども、本日の成果といたしましては、3号機の原子炉建屋の西側と南側で収集を行いまして、コンテナ4個分の回収を行っております。累計で71個になっております。明日も引き続き、3号機の原子炉建屋周辺の瓦れきを採集する予定です。それから、1点修正がございまして、本日お配りいたしました福島第一原子力発電所の状況ということで一枚ものがございましてけれども、裏面の下から2行目、4月30日12時8分に、3号、4号機の外部電源増強工事完了ということでございますけれども、12時8分ではございませんで、11時34分の間違いでございます。おわびして、訂正させていただきます。それから、一部御質問の回答の準備ができましたので、御紹介させていただきますと、防波堤の高さにつきましては5.5mでございます。それから、グラウトというのは何かということでございますけれども、セメントと砂を混ぜたモルタルでございます。それから、プラントパラメータの現状での採集状況でございますけれども、紙の記録計につきましては汚染がございまして、1枚ずつスキャナーで読み取って電子化して、事務所、それから本店の方に送っているという状況でございますので、非常に時間がかかっているというような段階でございます。また、プロセス計算機に取り込んだデータにつきましては、電源が完全に復旧にしていらないことから、まだ全部が取り出せていない状況でございます。こちらは、いずれにいたしましても、今後数週間以内にデータを取りまとめて、皆さまの方に御報告したいというふうに考えております。それから、最後になりますが、先ほど保安院さんの方から指示書のお話がございましたけれども、本日19時にこの指示書を受け取ったというプレス文を公表させていただいております。皆さまがお帰りの際にお手元の方

に届くと思います。よろしくお願いいたします。

○司会

以上で、本日の会見を終わりにさせていただきたいと思います。次回ですが、明後日、2 日の 16 時半から開催いたします。具体的な御案内につきましては、またメールにてお伝えさせていただきます。どうもありがとうございました。